

松本市子どもの権利擁護委員
松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

令和3(2021)年度 活動報告書



松本市子どもの権利擁護委員

松本市では、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行しました。そして、すべての子どもにやさしいまちづくりを目指しています。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

【松本市子どもの権利に関する条例 前文から】

はじめに

松本市では、平成25（2013）年4月に施行した「松本市子どもの権利に関する条例」に基づいて、同年7月に、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」を開設しました。相談室では、子どもにとっての最善の利益は何かを第一に考え、子どもの気持ちに寄り添った支援をしています。

各関係機関の皆さまにおかれましては、子どもの権利に対するご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

ここに令和3（2021）年度の活動報告をいたします。

令和3年度の相談件数は、実件数155件、延件数327件でした。コロナ禍のため、児童館や児童センターなどへ出向いての出前講座が、予定どおりにできなかったこともあり、昨年度に比べて件数が減少しています。令和4年度こそは、出前講座で子どもたちと顔を合わせて相談できることを楽しみにしております。

相談内容としては、いじめ、不登校、心身の悩み、教職員の対応の割合が令和元年度から徐々に増加し、特に心身の悩みの割合が増加しています。長引く自粛生活、行動制限の多い日々の生活の中で、子どもたちが抱えているストレスやもやもやを自分なりに言葉にして話したり、それをじっくり聴いてもらったりすることにより、子どもたちは自ら考え自ら行動するきっかけを模索しているように思えます。直面している問題の解決だけでなく、相談することで心が安らいだり、自分の力で一歩でも半歩でも前に進もうとする気持ちを持つことができたりするような支援を心がけていきたいと思えます。

また、近年はヤングケアラーや子どもの貧困、虐待問題が浮上しています。目の前の子どもたちの背景に想像をめぐらし、一言一言に思いを寄せるこころの鈴が果たせる役割はこれからもっと大きくなっていくと思えます。

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」が子どもたちや保護者のみなさんからより信頼された相談窓口となりますよう努めてまいります。

松本市子どもの権利擁護委員

北川 和彦

平林 優子

石曾根 正勇

も く じ

はじめに

I	松本市子どもの権利擁護委員からのメッセージ	1
II	松本市子どもの権利擁護制度について	7
III	相談状況・調整活動について	11
	統計資料：令和元年度、令和2年度、令和3年度 相談実績（実件数・延件数）	
IV	申立て・自己発意について	30
V	広報・啓発活動	31
	参考資料：携帯カード、ポスター、依頼文 こころの鈴通信 第22～25号	
VI	研修・会議	43
VII	参考資料	45
	松本市子どもの権利に関する条例	
	松本市子どもの権利に関する条例施行規則	
	令和3年度 名簿／事務局	

※『松本市子どもの権利擁護委員 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」令和3（2021）年度活動報告書』は、松本市公式ホームページでもご覧いただけます。

※図表で用いているデータは、四捨五入を行っている場合、合計の数値とその内訳とが一致しないことがあります。（構成比についても同様）

【ホームページQRコード】



I 子どもの権利擁護委員からメッセージ

『こども基本法の制定など』

子どもの権利擁護委員 北川 和彦

令和3年度は、国内の子どもの権利の保障に関して、画期的な出来事が2つありました。

- 1 一つは令和4年6月15日にこども基本法とこども家庭庁設置法が成立したことです（「こども」とひらがなで表記されています）。

こども基本法は、子ども施策を総合的に推進するための基本法で、子ども施策は憲法と子どもの権利条約の精神にのっとり実施されることとされました（1条）。

条約の批准（1994年）から28年が経過してようやく法律として取り入れられたこと、また条約は平成28年5月の児童福祉法改正により子どもの福祉の原理とされましたが（第1総則1～3条）、教育を含む子ども施策全般の基礎とされることになり、基本法制定の意義は大変大きいと思います。

基本法は、子どもを年齢によって区別せず、「心身の発達過程にある者」とされ、18才を超える子どもに対しても支援できるようになりました。児童養護施設を出たこどもは、その日からアパートの契約、運転免許の取得、その他の社会の現実と向き合います。その支援は不可欠で、現実を踏まえていると思います。

基本理念として、子どもは個人として尊重され、成長・発達・自立や教育を受ける権利、意見を表明し社会的活動に参加する機会が保障され、子どもの最善の利益が優先して考慮されることが明記されました（3条）。

子ども施策を策定実施するにあたって子どもの声を聞く必要があるとされたことは画期的なことです。

こころの鈴のケース検討での議論の中心は、子どもはどう考えているのか、どうしたいのかです。保護者や他の大人（教員を含みます）からいただく相談では、特にこのことを意識していません。

基本法の制定によって、たとえば、校則の制定や変更、子ども施設の設定や運営、その他子ども関連の事業には、子ども自身の考えを聞く必要があることになりました。

ただし、このことによって活動がやりづらくなるなどの心配をする必要はありません。子どもの意見を聞くと同時に、これをふまえた大人の意見を説明し、相互に議論して決めていけばよいのです。教育や指導などの大人の目線だけでなく、子どもがどう考えるかを丁寧に聞き取って活動に生かしていただきたいと思います。

問題は、権利擁護の第三者機関の設置が見送られたことです。

権利擁護の第三者機関は、子どもの権利侵害はないか、施策に子どもの権利保障がどう反映されているかなどを行政と違った立場で独自に調査し、救済し、提言していく組織です。

現在松本市を含む全国33の県や市町村で設置されていますが、日弁連は、令和4年5月、これらの自治体の実践をまとめて国会議員との懇談の資料とし、設置を要請しました（このプラクティス集は今年中に本にされる予定で、こころの鈴の活動も個別救済、制度改善、広報・啓発の3分野に渡って掲載される予定です）。

実践例を積み上げて、国での設置を求めています。

2 画期的な出来事の第2は、国内で初めて裁判所が子どもの権利条約を判決の判断基準の要素として引用したことです（名古屋地裁令和3年3月30日判決）。

条約は法律より上位の規範ですが、裁判所はこれまで判決に適用したことはありませんでした。しかし上記の幼稚園の日照権侵害の損害賠償請求事件で、「園児らは適切な保育環境が整備された状況下で保育を享受する利益を有している」とし、「児童には最善の利益が保障されなければならないとの（条約の）趣旨は日照被害等が受忍限度を超えるか否かを判断する際にも考慮すべきもの」としました。

そして①日照の状況、②保育への影響、③地域性、④交渉経過、⑤その他に分けて検討し、日照確保のための建物撤去費用を損害として認めました。

こども基本法の成立により、裁判所もより積極的に子どもの権利条約を適用することになると思います。

今年度、こころの鈴にも幼稚園の日照被害に関して相談をいただきました。

松本市子どもの権利に関する条例はすべての子どもにやさしまちを目指し（前文）、環境の保護を規定しています（14条）。建物の建築にあたっては、市も業者も計画段階から条例を意識し、周辺の子ども施設への影響に配慮していただきたいと思います。

条例が広く市民のものとなって、様々な分野で適用されるようになることを願っています。

『意見を聴かれ、最大限尊重されるこどもの権利』

子どもの権利擁護委員 平林 優子

2022年6月に「こども基本法」「こども家庭庁設置」の法案が成立し、2023年4月に公布されることになりました。子ども基本法の目的には、「日本国憲法ならびに児童の権利に関する条約の精神にのっとり」、「その権利の擁護がはかられ」と書かれ、基本理念には子どもの権利が明記されました。1994年に日本が世界で158番目に批准した「子どもの権利条約」は、ようやくわが国の子ども政策の基本的指針となることが示されたのです。

子どもの権利条約は、2016年の児童福祉法改正で新設された「理念」に明示されたことで、児童福祉法が定めるさまざまな法律や政策、事業に大きな影響を与えました。しかし、子どもに関わる法律全部をカバーするわけではないため、今回の法律の成立は、本当に大きな意味を持つと考えます。また、「子ども家庭庁」の設置は、子どもの権利の行使、擁護に関する政策事業を総合的に検討し、これまで省庁が縦割りに対応してきたために、なかなか拾い上げられ、連携して対応されてこなかった様々な問題についても、子どもを真ん中にして(子どもの目線で、かつ子どもが決定のプロセスに参加して)、総合的に連携する仕組みづくりが行われていくものと期待します。野田政策大臣のビデオメッセージでは、子どもの声を聴き、活かしていくことが説明されていました。

子どもの権利条約には、一般原則(それ自体でひとつの権利を求め、かつ他のあらゆる権利の解釈や実施上で考慮される権利)が4つあります。差別の禁止に対する権利(第2条)、生命・生存および発達に対する権利(第6条)、子どもの最善の利益(第3条)、そして、意見を聞かれ(表明し)、意見を考慮される権利(第12条)です。

松本市こどもの権利相談室「こころの鈴」は、電話やメールを通して、子どもの権利に関する様々な意見を聴き、子どもの権利の侵害がないか、調査や介入が必要かを子どもの権利擁護委員とともに検討します。その中で、「子どもの気持ちを聴く、本音がどこにあるか聞く、意見を聴く」を最も大切にして議論を出発しています。

第12条「意見を聴かれ、意見を考慮される権利」について、国連子どもの権利委員会は、一般的意見12号(2009年)¹⁾で、「子どもの権利条約第12条は、他の人権条約には例をみない規程である」と述べています。子どもの権利であるがゆえに特に大事だと提示されたのだと思います。

私もこの権利は、意識し本気で考えないと、権利として本当に守れているのか難しいな。と常々思います。「聞いてあげたつもり」(上から目線)、「子どもが発言できる機会を作ったはず」(でも自由に思ったことを言ってよい雰囲気ではない)、「聞いたけれど、大人がよいと思う方向に合わないから却下」(子どもの最善は大人が決める)が起こりがちだからです。教育の中でも(私もよく言います)、「自分の考えや意見を持ちましょう」、「積極的に発言しましょう」は、「大人がそうしてほしい時に」という前提があるというメッセージとして受け取られているかもしれません。

今回成立した「こども基本法」の基本理念には、第3条「三.全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して 意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「四.全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」と記載されました。教育、福祉、医療、養育、療育、文化すべての場において、どの発達段

階の子ども、また様々な状況にある子どもも、その意見を聴けているのか、意思決定の場に参加できているのか、意見が最大限尊重されているかが吟味され、その体制が作られているのかが問われています。

国連子どもの権利委員会は「乳幼児の意見および気持ちの尊重」²⁾について、乳幼児期は無力ではなく、言葉を獲得する以前から様々な選択をする力、自分の気持ちや考え、望みを伝達する力を持っており、乳幼児にこの権利が保障されることに変わりはない。最も幼い頃から大人が子ども中心の態度を持ち、乳幼児の声に耳を傾けること、その尊厳および個人としての視点を尊重することが必要だと説明します。また、「障害のある子どもの意見の尊重」³⁾では、障害児が自分に影響を与えるあらゆる手続きの上で意見を聴かれ、意見が尊重されるようにすること、意見を伝えられるように様々なコミュニケーションが準備されることが不可欠であると述べています。また、障害のあるなしにかかわらず、インクルーシブな活動に参加できることを考えましようと言っています。「意見を表明し、最大限尊重される子どもの権利」はあらゆる状況の子どもについて守られる権利です。

ところで、ユニセフは子どもの権利条約を、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」そして「参加する権利」と説明しています。国連子どもの権利委員会は、第 12 条「意見を聴かれる権利」の実践は、広く「参加」として概念化されてきたと述べ、「『参加』の概念は、子どもとおとなの間の、相互の尊重に基づいた情報共有および対話を含み、かつ、自分の意見とおとなの意見がどのように考慮されてプロセスを左右するのかを子どもたちが学ぶうる、継続的プロセスを指すものとして発展し、広く用いられるようになったものである」とあります(下線筆者)。

「対話」は、単なる「会話」ではなく、対等に、時に立場を超えてお互いを理解しながら、会話の先に生まれる意味を共有しようとする会話であると言えるでしょう。私たちは、子どもの意見を聴き(話せるように聴き)、聴いた意味がどこにあるのか、こちらが伝えたいことは何なのか(単に行為ではなく、意味や意義として)子どもにも理解できるように(努力して)伝え、意見を聴いた先に何があるのか、またこの先の決定も一緒につくっていくのだと子どもにもわかるようにする必要があります。大人が子どもとの間で、これをまず理解し、実践できないといけないうのだと思います(毎回ながら、私は反省の毎日です)。子どもはこれらの経験をする中で、他者との間で、相互に尊重しながら、自己の権利も他者の権利を守る力をつけていくことになるだろうと考えます。

教師は子どもにとって最善のことを考え指導できているとか、親は子どもの気持ちを最もよくわかって代弁できるとか、校則は子どものためにある基準だから全員守ることが大事だとか、いじめは「被害者」と「加害者」の構造があり、加害者に反省を求めることが優先とか・・・、様々な前提としているかもしれない事柄を、まずは本当にそうであるのか吟味できる力を大人がつけることが必要かもしれません。それぞれの子どもの事情や気持ちや意見を「聴ける大人」になることが、子どもの権利を擁護する大人であるための一つの発達課題なのかなと思います。

松本市こどもの権利擁護相談室「こころの鈴」は、子どもの権利擁護のために活動を行います。「こころの鈴」は、声を聴く努力をしています。誰にもなかなか伝えられなかった、こころの中にある音色を伝えてよい場所です。子どもの大事な権利の一つに「意見を聴かれること、最大限尊重されること」があります。気持ちを出してよい場があることだけでもひとつの権利擁護になっていることを私たちは大切にしていきたいと考えています。

1)国連子どもの権利委員会：一般的意見 12 号(2009 年)「意見を聴かれる子どもの権利」

2)国連子どもの権利委員会：一般的意見 7 号(2005 年)「乳幼児における子どもの権利の実施」

3)国連子どもの権利委員会：一般的意見 9 号(2006 年)「障害のある子どもの権利」

*一般的意見とは、特定の条項について、条約のさらなる実施を促進し、報告義務のある内容がわかるようにすることや、条項の正式な意義や解釈、実施のために必要なことを述べたものです。

『子どもの問題は大人自身の問題』

子どもの権利擁護委員 石曾根 正勇

新型コロナ感染者数は相変わらず一進一退を繰り返しながらも未だに終息の方向が見えず、幼稚園・保育園や学校では、教育活動が制限される日が続いています。マスクのため顔の表情が十分読み取れない生活や、遊びや学習で制限された活動しかできない生活を強いられるという状況が長く続くことは、友達と自由にふれあうなかで社会性を身につけるといふ、人間形成にとって一番大切な時期にある子どもたちにとって、本当に心配な状況です。また、感染症による学級閉鎖で、子どものために仕事を休まなくてはならない状況の保護者も多く、仕事を継続できるかどうかの不安があり、安定した生活に戻るにはまだまだ時間がかかりそうです。

感染者や医療従事者および関係者への差別的な言動や誹謗中傷、コロナ警察といわれた過剰な非難や批判等についてマスコミで報道されることは以前より減ってきましたが、まだまだなくなったわけではありません。また、ここ数年の、他人のミスや不祥事を SNS で一方的に糾弾したり、自分の考えやストレスを相手への誹謗中傷で発散したりする姿には、眼を覆うものがあります。プロレスラーの木村花さんが亡くなられた痛ましいできごとや、東京五輪でのアスリートへの誹謗中傷など、あげていけばきりがありません。

アスリートのメンタルヘルスの問題を扱った「アスリート“こころの SOS” トップ選手に何が？」という TV 番組で、東京と北京のオリンピック期間中の被害の実態を専門家と共に分析したところ、日本語によるツイート 20 万件（推定）のうち、誹謗中傷や批判は約 2200 件で、中には一人で 397 件も受けた選手もいたそうです。「最低最悪」「しね」「ばか」「早く引退して」「日本の恥」「謝罪しろよ」「みっともない」など、これが血のにじむような努力をして日本代表になり頑張っている選手に向けての言葉なのかと疑ってしまいます。一人で 397 件も受けた選手が心に受けたダメージは察するにあまりあります。

番組の中で、元フィギュアスケーターの鈴木明子さんは、次のように語りました。

「フィギュアスケーターなのにスタイルが悪い、老害、早くやめてしまえ などの言葉が並んだ SNS や手紙が届きました。応援や励ましのメッセージが多く届いても、こうしたごく一部の誹謗中傷が心に深い傷となって残ってしまう。それは、真っ白の絵の具に黒いものが垂らされたようで、一瞬にして広がってしまう。白に呑まれるのではなく、グレーにどんどん広がってしまう印象があって、（競技で）うまくいかなかったときや結果が出なかったときに、そういうのがすごく大きくなっていく」と。

誹謗中傷を受けたときの心の状態をとともわかりやすく話されていて、誹謗中傷という行為の持つ卑劣さに改めて怒りを覚えます。また、失言をはじめとする他人の言動に対しての非難や批判も、コロナ禍を契機にしてとても多くなってきたように思います。いけない行為を指摘することは大事なことだと

と思いますが、知らない人に向かって“炎上”するほど徹底的に乱暴な言葉で非難・批判するのは行き過ぎです。そう言う私も、今では、炎上という言葉聞いても「ああさうだろうな、あれじゃあ無理もない」などと納得して普通のこととして受け入れてしまっています。慣れとは恐ろしいものです。SNSに縁遠い私のような者がこうなのですから、発育途上にあるスマホ世代の子どもたちは推して知るべしです。日常的に見聞きする「第三者」から、実際に非難・批判する「投稿者」になるのは時間の問題かもしれません。子どもたちは、大人のすることを実によく見て、善いことも悪いことも吸収していきます。

子どもが先生の言動をよくみているということを実感した一例です。

以前、ある中学校に勤務していた時のことです。休日の部活練習の後、時間に余裕があるときに、よく生徒達と雑談をしました。私も生徒達と同じ小学校から異動したので、共通して知っている小学校の先生が多く、小学校の頃の話をしていても大体様子がわかりました。子どもたちは、各先生の性格や癖・考え方などを実によくとらえていて、中学2・3年になっても、小学校低学年の頃のことを覚えていたのには驚きました。

「普段の授業と参観日や研究授業では先生の様子が違うこと」「見かけは怖いけど案外気が弱い所がある先生のこと」「子どもたちには掃除をしっかりやれと言うけど自分ではほとんどやらない先生のこと」「大人に見せる顔と子どもたちに見せる顔が大きく違う先生のこと」等。子どもならではの感性でその先生の人となりをよくとらえていました。また、「私たちは、先生達が思っているほど単純じゃないよ」「いつもAちゃんばかり怒られるけど、あのときはBちゃんが悪かったんだよ」「私たちにはいろいろ言うけど、先生や親はその通りにやってないじゃん」というような手厳しいことも話してくれます。生徒達にとっては気楽なおしゃべりですが、私にとっては「子どもがいかにか教師の言動をみているか」「子どもはどのような目線で物事をみたり考えたりしているか」等を教えてもらう貴重なひとときだったように思います。

昔から、「子どもは先生（親・大人）の言うとおりににはしないが、することはよく見ていて真似をする」といわれます。学校や家庭で、子どもたちは、相手の立場に立って物事を考えること（自己中心的な行動をしてはいけない、相手が嫌だと思ふようなことを言ったりしてはいけない）、けんかをして、相手が非を認めて謝ったら許してあげることなどを、幼い頃から教わってきています。しかし、現実の大人の社会は、日本を代表する実力を持ったオリンピック選手でさえも、負けた途端に罵倒されたり、競技と関係ないことで誹謗中傷をされたりする、また、不適切な言動をした人は徹底的に非難・批判される、という状況です。日頃学校や家庭で言われていることとは大違いです。大人の社会は子どものように単純なものではないことは当然ですが、人を傷つける行為については、子どもに誤ったメッセージを与えないように、大人自らが範を示したり、正すように努力したりする姿を見せていかなくてはならないと思います。子どもの問題は大人自身の問題です。

私たちこころの鈴では、これからも、子どもたちや保護者の声に丁寧に耳を傾け、常に、子どもにとって最善の利益とはなにかを求めて、一緒に問題解決に向けて取り組んでいきます。

Ⅱ 松本市子どもの権利擁護制度について

1 設立の経緯

松本市では、平成21年から子どもの権利に関する条例の制定について検討を重ね、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

条例の目的は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることです（条例第1条）。

松本市に在住、在学、活動するすべての子どもたちは、差別や虐待、いじめやその他の権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができることと約束されており、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を設置しました（条例第15条、第16条）。

そして、子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、子どもの権利相談室「こころの鈴」を設置し（条例施行規則第12条）、多くの子どもたちや保護者、子どもに関係する方々などの相談を受け付けています。

擁護委員と子どもの権利相談室「こころの鈴」は、両輪となって子どもの権利を擁護するとともに、権利を侵害された子どもを速やかに救済し、子どもの最善の利益を保証するために活動をしています。

- 平成25年4月 松本市子どもの権利に関する条例 施行
- 平成25年7月17日 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」開設。相談を開始

2 松本市子どもの権利擁護委員について

(1) 職務（条例第17条）

- 子どもの権利侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。
- 子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。
- 勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

(2) 公表（条例第18条）

擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

(3) 尊重（条例第19条）

市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

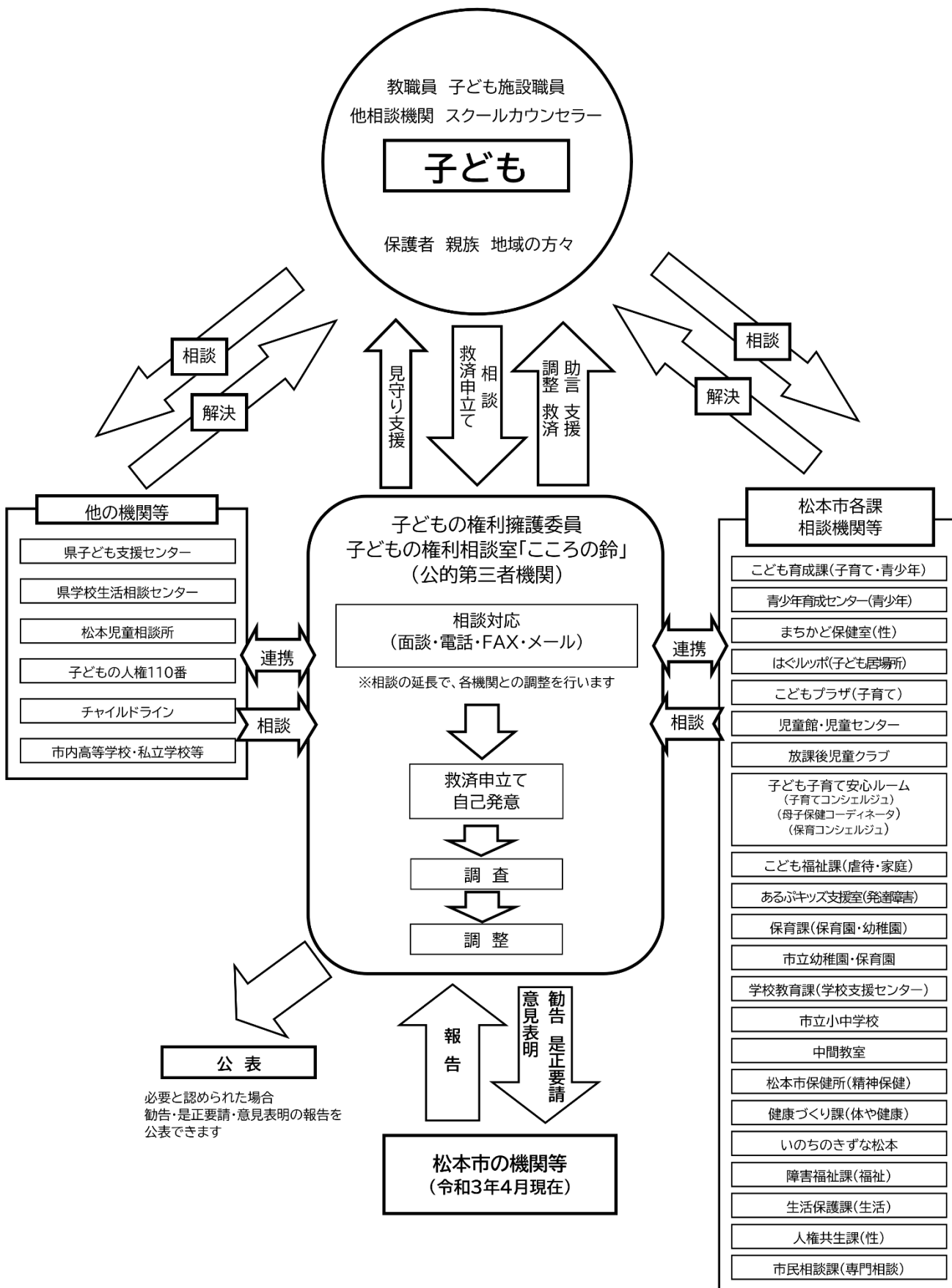
(4) 勧告などの尊重（条例第20条）

勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

3 運営体制

区分	詳細
開設日	平成25年7月17日
場 所	〒390-0874 松本市大手3丁目8番13号 松本市役所大手事務所2階
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの権利擁護委員 3名 子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。任期は2年ですが再任を妨げるものではありません。 ● 室長（調査相談員兼務） 1名 地方公務員法に規定する会計年度任用職員 子どもの権利侵害に関わる相談や救済をより実効的に行うため、専門知識を有し、相談室の管理、運営、広報事業等を行います。 ● 調査相談員 3名 地方公務員法に規定する会計年度任用職員 擁護委員の職務を補佐するため置かれ、相談や申立ての受付業務を行います。
相談・救済の基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども本人又は子どもにかかわる関係者から相談を受け付け、助言（情報提供、他機関紹介等）、支援（問題解決）、関係者間の調整を行います。 ● 子どもの権利侵害に関する相談以外にも、心身のことや交友関係等、子どもが抱える悩みを広く受け付けます。 ● 大人からの相談であっても、子ども本人の意思を確認することを大切にし、子どもにとっての最善の解決を目指します。 ● 子どもの権利侵害について、文書や口頭により相談や救済の申立てを受け付けます。 ● 申立てがない場合でも、子どもの権利擁護委員の判断で、救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。
対象者	松本市内に在住し、又は在学し、又は活動をしている18歳未満の子ども 18歳、19歳の人でも、通学・通所等している場合は対象になります。
相談者	子ども本人や、子どもにかかわる関係者（保護者、親族、教職員、施設職員、地域の方等）から受け付けます。
相談時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 月曜日～木曜日・土曜日 午後1時～6時 ● 金曜日 午後1時～8時
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 面 談 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」で相談 相談者の希望により、地域や学校等で面接相談をします。 ● 電 話 0120-200-195（フリーダイヤル） ● F A X 0263-34-3183 ● メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

4 相談・救済の流れ





松本市役所大手事務所
松本市子どもの権利相談室
「こころの鈴」入口



松本市役所大手事務所2階
松本市子どもの権利相談室
「こころの鈴」入口

Ⅲ 相談状況・調整活動について

平成29年度から令和3年度までに、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」に寄せられた相談は次のとおりです。

1 年間相談件数

令和3年度の相談受付は、実件数^{*1}155件、延件数^{*2}327件でした（表1・図1）。

令和3年度は前年度に比べて、実件数が50件、延件数が81件減りました。

これは、児童センター等への出前相談が予定どおり実施できなかったことも大きな要因です（p.31表1.1参照）。

年度	相談件数			
	実件数			延件数
	新規	昨年度継続	計	
平成29(2017)	113	22	135	395
平成30(2018)	143	18	161	695
令和元(2019)	154	22	176	473
令和2(2020)	190	15	205	408
令和3(2021)	125	30	155	327

表1:平成29～令和3年度 年度別相談件数

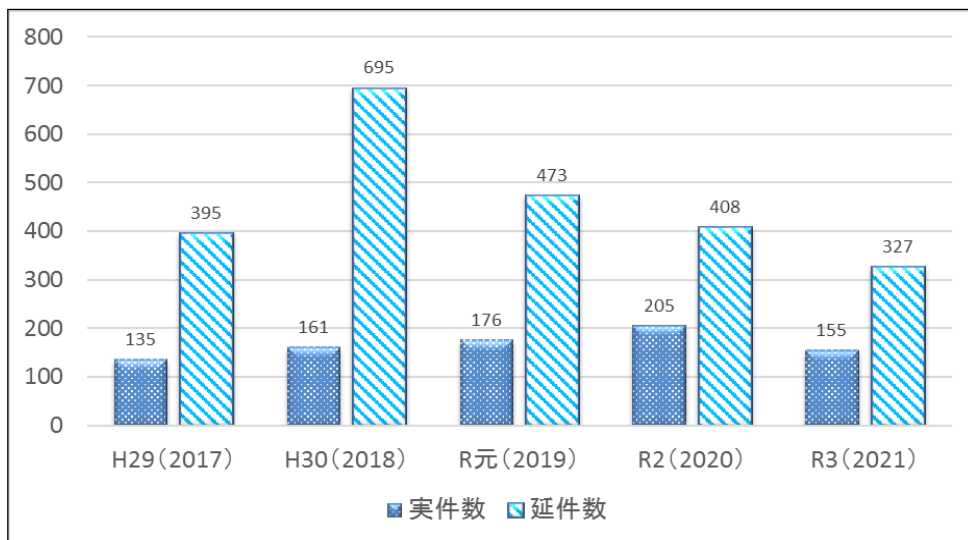


図1:平成29～令和3年度 年度別相談件数

*1 実件数…1案件についての初回から最終までの相談を1件とします。継続する案件でも、新年度には新たに数え直します。

*2 延件数…相談を受けた総数です。たとえば、1案件で4回の相談を受けた場合は延4件と数えます。

2 月別相談件数

令和3年度の相談件数は、実件数は前半はほぼ前年度並みでしたが、10月と12月以降は減少しました。延件数は、7月から9月、11月に増えています。(図2)

1月から3月にかけて実・延相談数ともに減少しているのは、この時期コロナ感染の関係で、令和2年度に行った児童センター等への出前相談を行えなかったことが関係しています。(p.31表11参照)

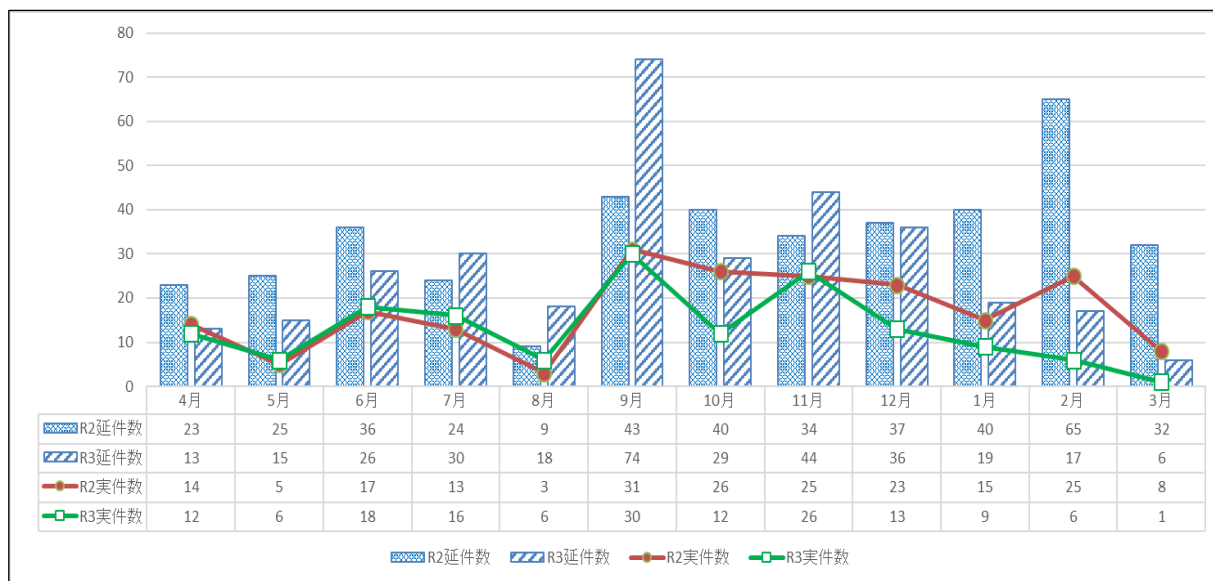


図2: 令和2年度・令和3年度 月別相談件数(実件数・延件数)

参考 令和2年度・令和3年度松本市学校別等児童生徒数

年度	幼児(5歳以下)	小学生	中学生	高校生	合計
令和2年度	11,441	12,949	6,839	9,662	40,891
令和3年度	11,009	12,790	6,857	9,776	40,432

※幼児(5歳以下)は松本市公式ホームページ「令和3年年齢別男女別人口」(令和3年5月現在)から

※小中高校児童生徒数は令和3年度長野県教育要覧(令和3年5月1日現在)から

3 相談者

(1) 初回相談者数

令和3年度の相談実件数155件に対する初回相談者数*3は178人で、令和2年度の222人に比べて43人減少しています(表2・図3)。

特に、小学生の初回相談件数がおよそ半減しています。これは児童館・児童センターへの訪問相談が令和2年度の10館14回に比べて1館1回の訪問であったことも関わっていると思われます。(p.31表11参照)

大人では父親が3人、母親が9人増えています。その他大人(その他家族や学校関係者など)は7人増加しています。

年度	小学生	中学生	高校生	父親	母親	祖父母	その他大人	不明	計
令和2年度	110	11	15	7	59	7	3	10	222
令和3年度	57	17	11	10	68	2	10	3	178

表2:令和2年度・令和3年度 初回相談者数(人)

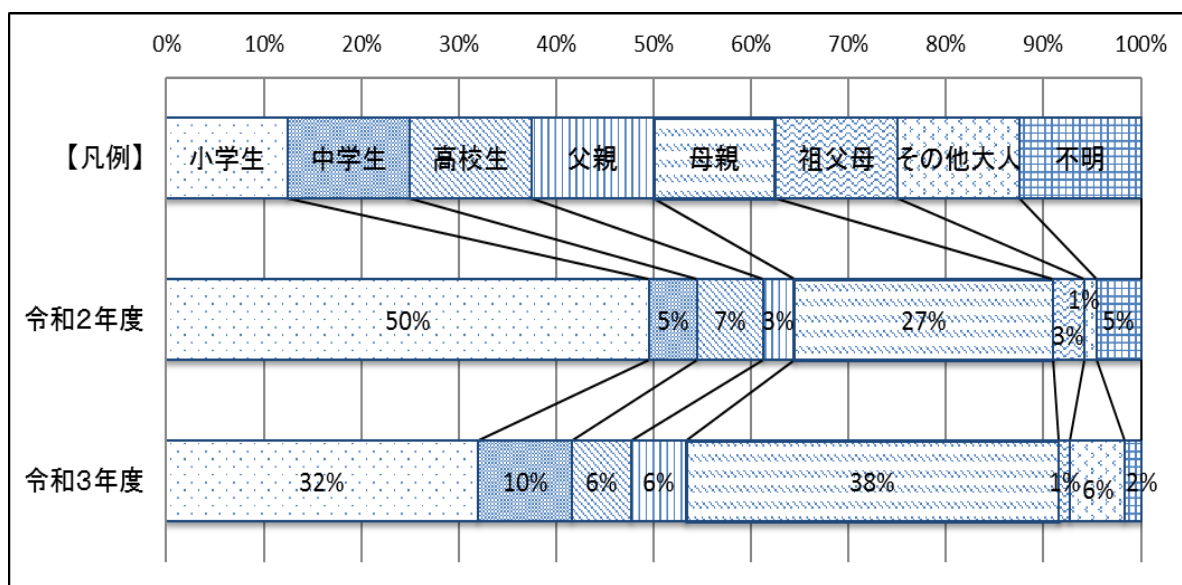


図3:令和2年度・令和3年度 初回相談者の割合

*3 初回相談者数… 初めて相談をした人数です。相談実件数との違いは、1件の相談に複数人で相談することがあるためです。

(2)延相談者数

令和3年度延相談件数（327件）に対して延相談者数*4は370人でした。令和2年度に比べ延相談者数は70人減りました（表3・図4）。

また、小中学生・高校生を合わせた子どもからの相談が延190人で全体の51%を占め、令和2年度の56%から減少しました。

大人は延175人で、父親は8人減少し、母親は9人増加、その他（その他家族や学校関係者など）は12人増加しました。

年度	小学生	中学生	高校生	父親	母親	祖父母	その他大人	不明	計
令和2年度	132	29	85	29	128	7	3	27	440
令和3年度	81	85	24	21	137	2	15	5	370

表3:令和2年度・令和3年度 延相談者数(人)

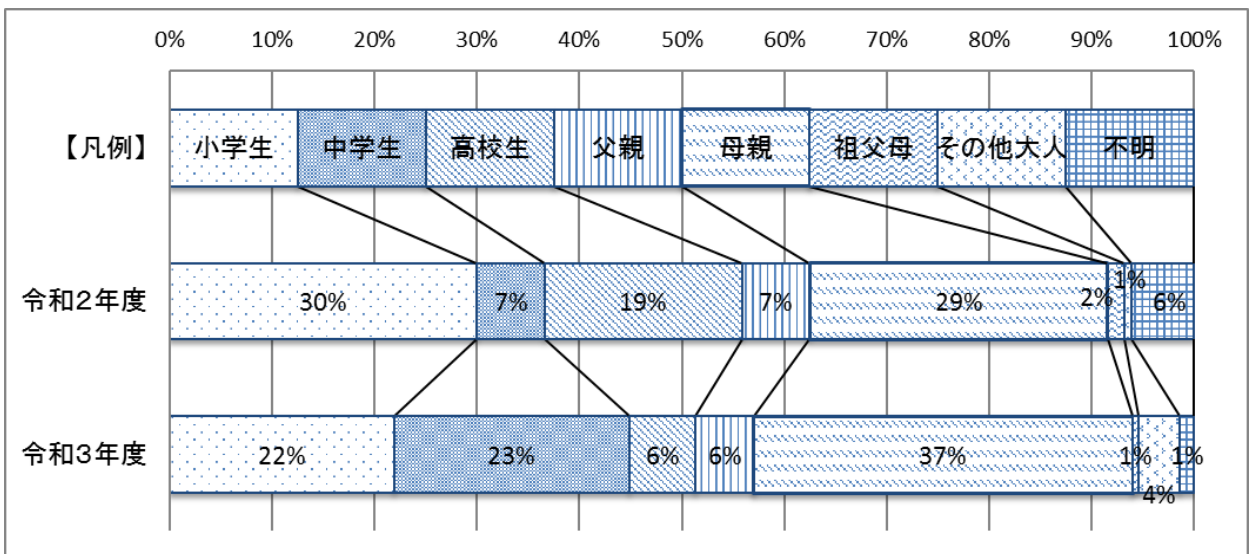


図4:令和2年度・令和3年度 延相談者の割合

* 4 相談者数… 実際に相談をした人数です。相談延件数との違いは、1件の相談に複数人で相談することがあるためです。子どもは小学生・中学生・高校生に分類しています。

4 相談対象者

(1) 初回相談対象者

令和3年度の相談実件数155件に対する初回相談対象者*5は、小学生が95人で一番多く、続いて中学生29人、高校生22人となっています。未就学児は3人です。

(表4・図5)

令和3年度は小学生が47人減っています。中学生と高校生はほぼ同じです。

年度	未就学児	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
令和2年度	6	142	27	21	2	10	208
令和3年度	3	95	29	22	2	4	155

表4:令和2年度・令和3年度 初回相談対象者(人)

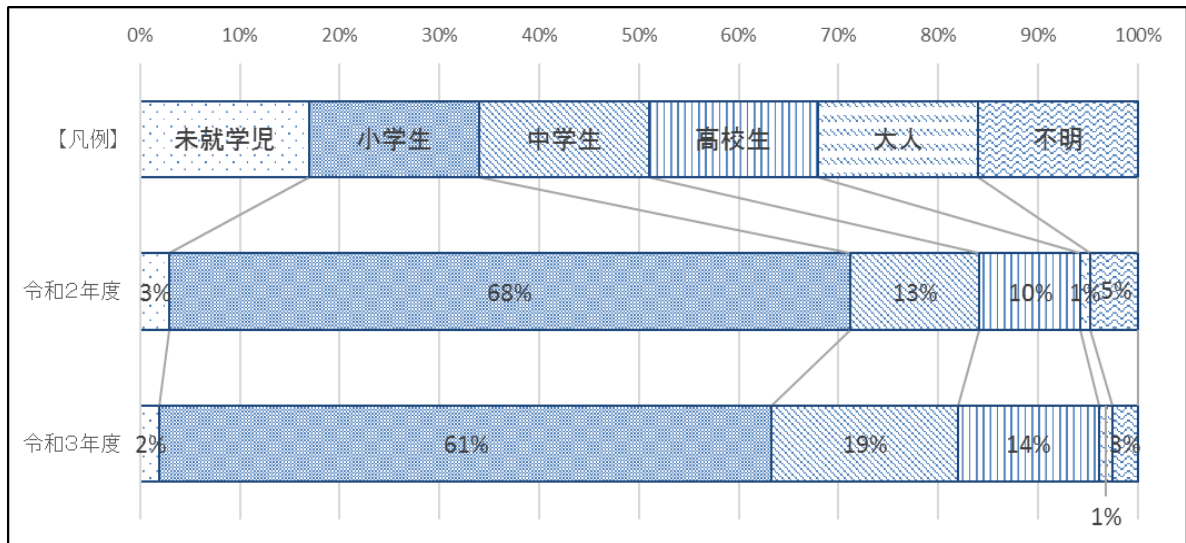


図5:令和2年度・令和3年度 初回相談対象者の割合

*5 相談対象者 … 相談対象者の子どもは未就学児・小学生・中学生・高校生に分類しています。子どもは概ね本人が相談対象者です。

相談件数と数値が異なるのは、1回の相談で複数の子どもなどの相談があるためです。

(2)延相談対象者

令和3年度の相談延件数（327件）に対する相談対象者*6は、小学生が151人で一番多く、続いて中学生114人、高校生46人となっています（表5・図6）。未就学児は8人で、未就学の子どもの保護者等への周知が課題です。

令和2年度と比較すると、小学生が37人減、中学生が33人増、高校生が67人減となっています。高校生については、相談回数の多かった相談者が卒業して対象外になったためです。

年度	未就学児	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
令和2年度	9	188	81	113	2	20	413
令和3年度	8	151	114	46	2	6	327

表5:令和2年度・令和3年度 延相談対象者(人)

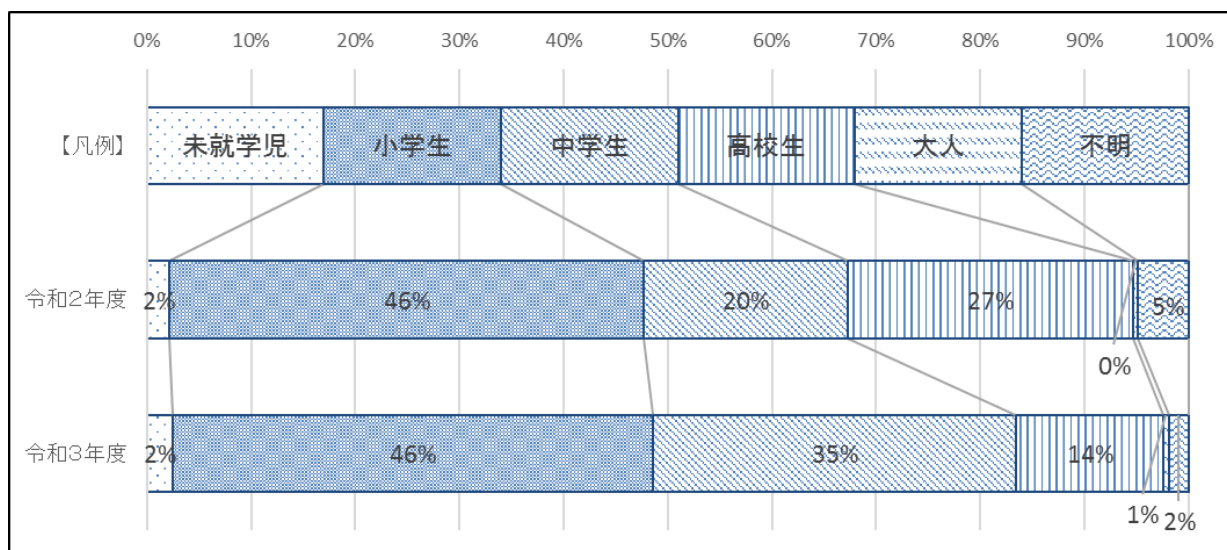


図6:令和2年度・令和3年度 延相談対象者の割合

*6 相談対象者 … 相談対象者の子どもは未就学児・小学生・中学生・高校生に分類しています。子どもは概ね本人が相談対象です。

相談件数と数値が異なるのは、1回の相談で複数の子どもの相談があるためです。

5 相談内容

(1) 初回相談内容

相談実件数155件に対して、交友関係が28件（18％）と昨年度同様一番多く、続いて心身の悩み25件（16％）、教職員の指導19件（12％）となっています（図7）。

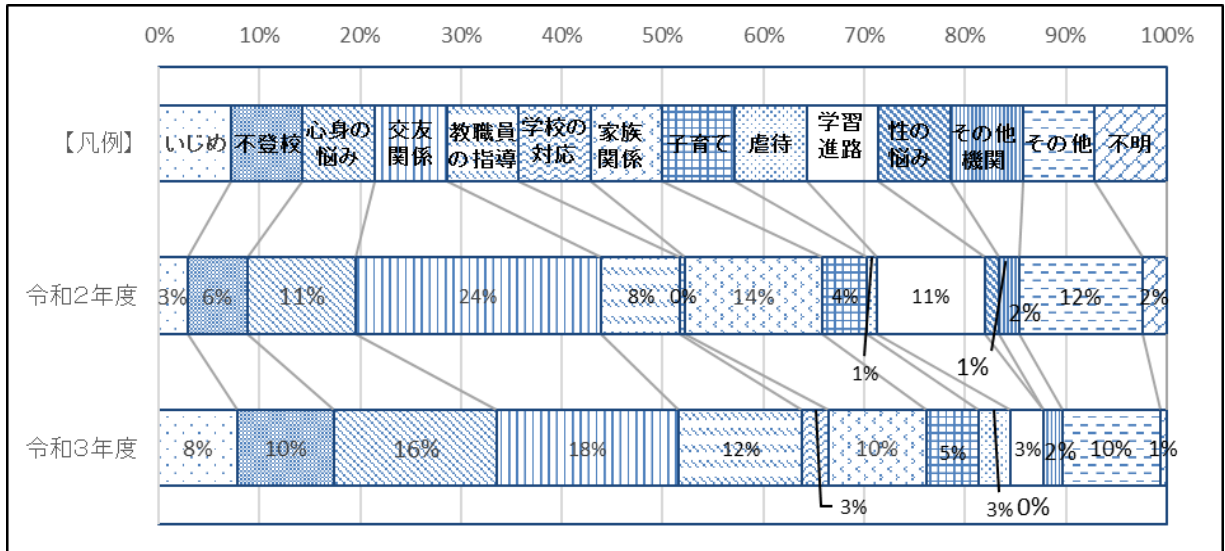


図7:令和2年度・令和3年度 初回相談内容の割合

初回相談者178人に対する内容別子ども・大人の相談人数です。

子どもでは、交友関係が24人で一番多く、続いて心身の悩み16人、教職員の指導・対応10人となっています。

大人は、教職員の指導・対応が16人で、続いて不登校14人、心身の悩み11人となっています（図8）。※子ども・大人が不明の相談者3人は統計外です。

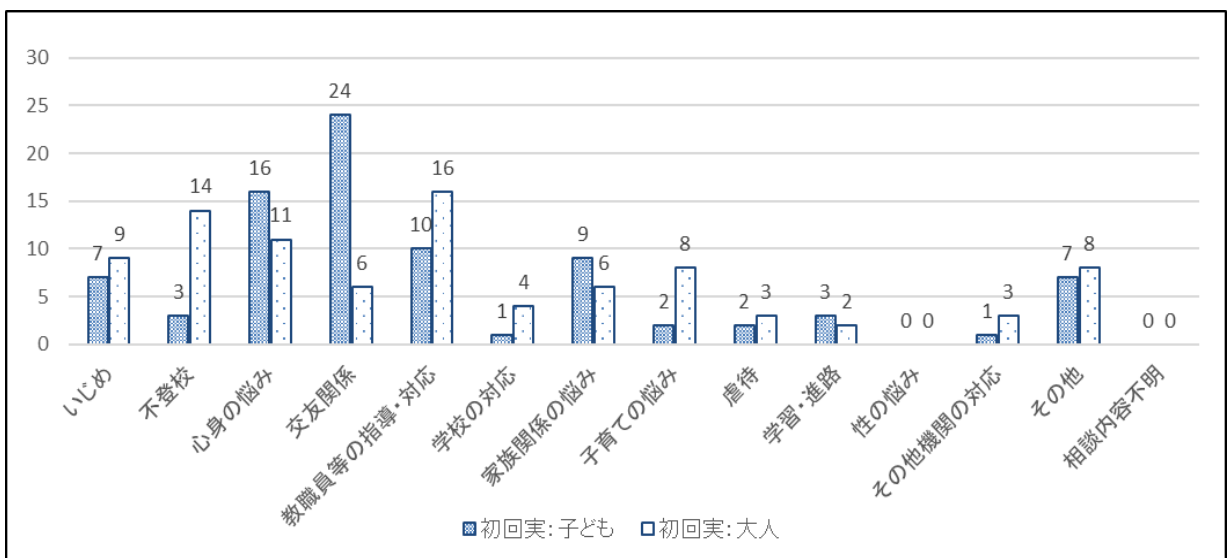


図8:令和3年度子ども・大人別初回相談内容別人数(人)

(2)延相談内容

相談延件数327件に対して相談内容は、令和2年度に引き続き心身の悩みが78件（24%）と一番多く、続いて、教職員の指導が59件（18%）、交友関係が41件（13%）、となっています。

また、いじめの相談が16件（5%）、虐待6件（2%）と増加しました（図9）。

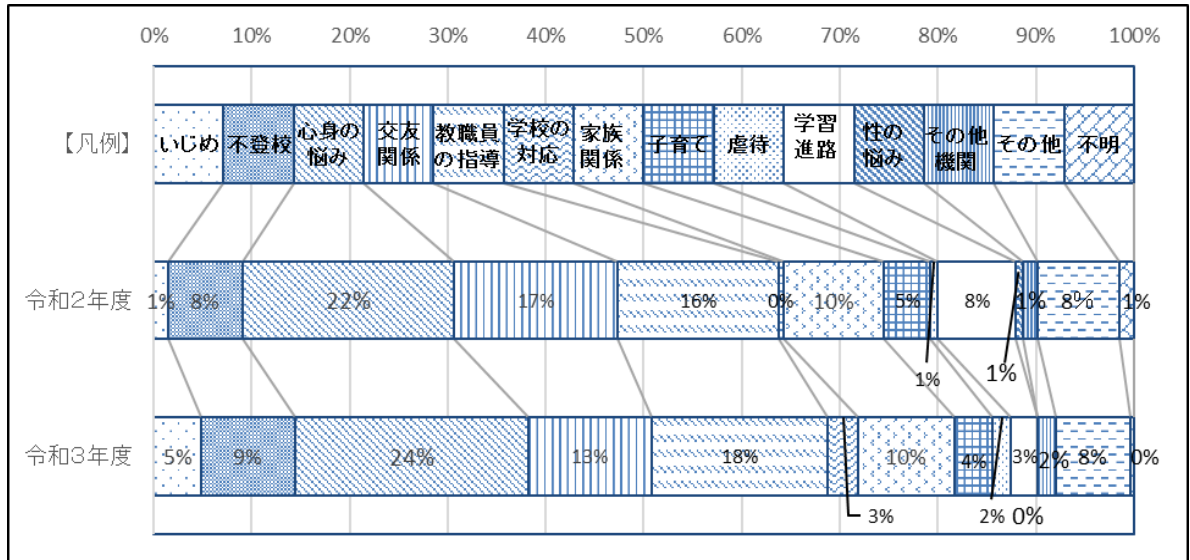


図9:令和2年度・令和3年度 延相談内容の割合

延相談者370人に対する内容別子ども・大人の相談人数です。

子どもでは、心身の悩みが68人で一番多く、続いて交友関係が32人、家族関係の悩み25人、教職員の指導・対応が17人となっています。

大人は教職員等の指導・対応が53人、不登校30人、その他16人、心身の悩み15人となっています（図10）。※子ども・大人が不明の相談者5人は統計外です。

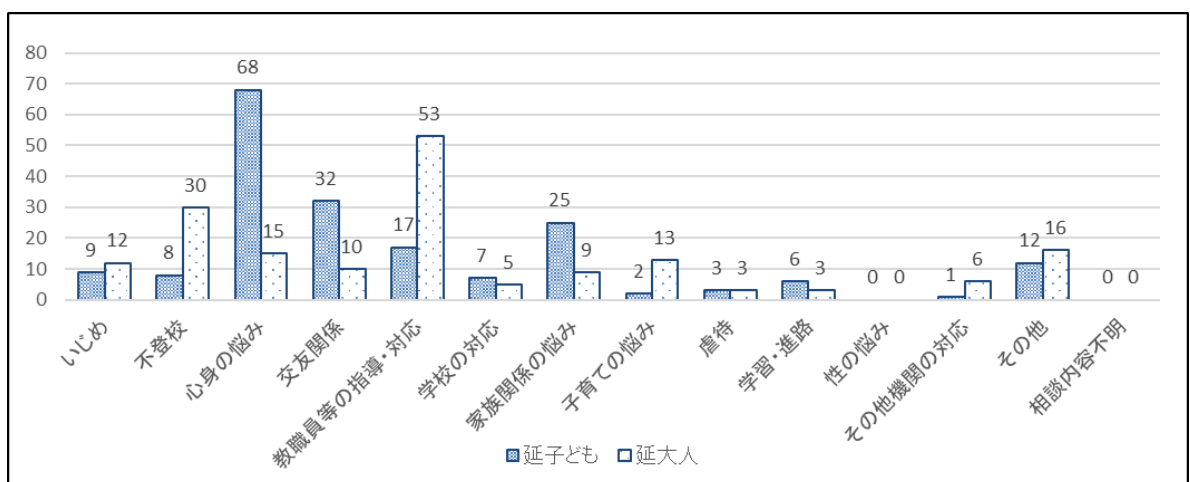


図10:令和3年度子ども・大人別相談内容別延人数(人)

(3)前年度比較相談内容詳細（数値は延件数）

ア いじめ（令和2年 6件／令和3年 16件）

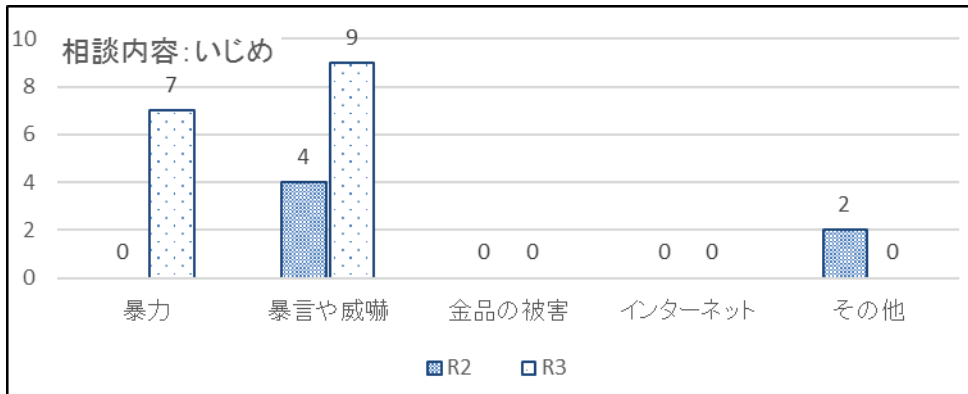


図11:相談内容 いじめ 詳細(件)

イ 不登校（令和2年 31件／令和3年 31件）

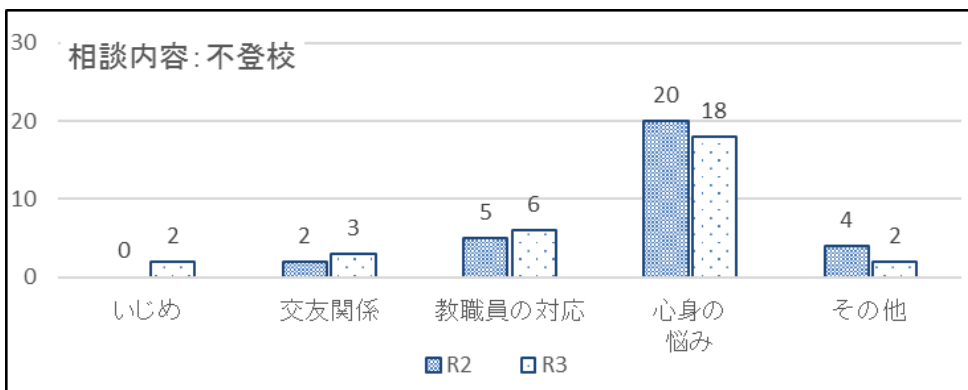


図12:相談内容 不登校 詳細(件)

ウ 教職員の指導・対応（令和2年 67件／令和3年 59件）

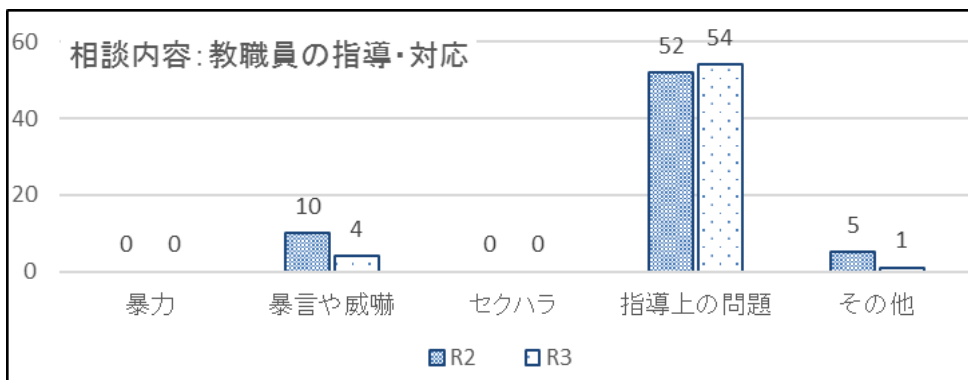


図13:相談内容 教職員の指導・対応 詳細(件)

エ 学校の対応（令和2年 2件／令和3年 10件）

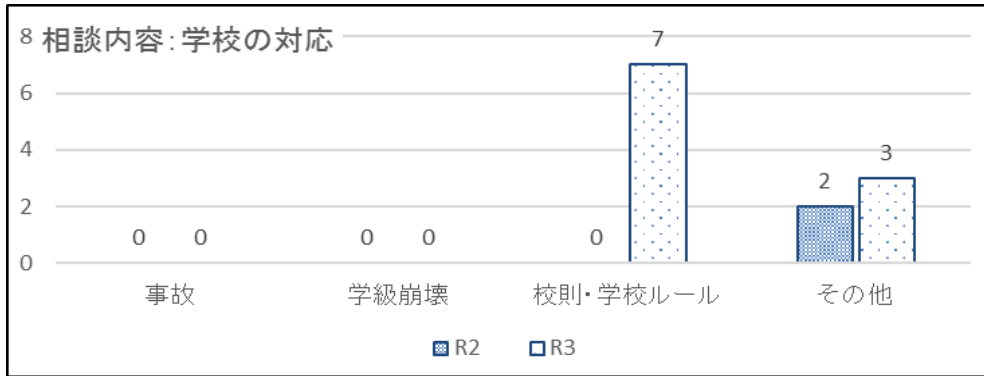


図14:相談内容 学校の対応 詳細(件)

オ その他機関の対応（令和2年 6件／令和3年 6件）

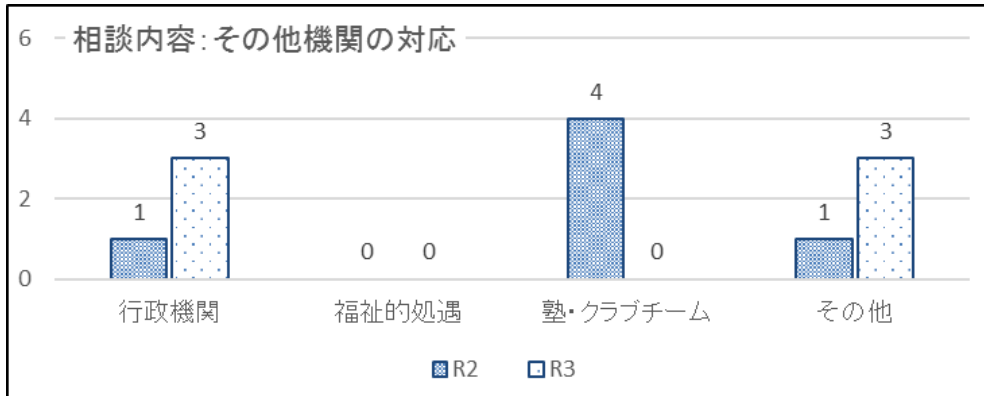


図15:相談内容 その他機関の対応 詳細(件)

カ その他（令和2年 34件／令和3年 25件）

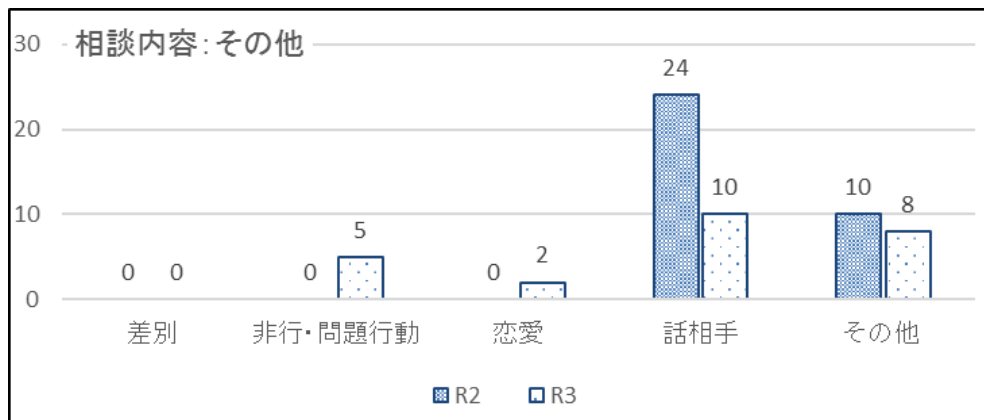


図16:相談内容 その他 詳細(件)

6 相談回数

令和3年度は継続して相談する回数が平均2.1回で、令和2年度の平均2.0回とほぼ同じでした。

相談実件数155件のうち、1回の相談で終了しているのは110件で、全体の71%を占めます。その内訳は、子ども62件(56%)、大人46件(42%)、不明2件(2%)です(表6・図17)。

調整等が必要な場合や、子どもからの聞き取りが必要な場合は、相談回数が増加する傾向です。

相談回数が多かったのは、中学生45回で、メールでの相談となっています。

子ども大人		1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	合計	合計
子ども	小学生	46	6	1	1	2	0	0	0	1	0	57	85
	中学生	10	1	2	0	1	0	0	0	0	3	17	
	高校生	6	1	2	2	0	0	0	0	0	0	11	
大人	父親	5	2	0	1	1	0	0	0	0	0	9	67
	母親	31	6	4	1	0	2	1	1	1	0	47	
	祖父母	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	その他	8	0	0	0	1	0	0	0	0	0	9	
不明		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	3
合計		110	16	10	5	5	2	1	1	2	3	155	155

表6:相談実件数における継続数(件)

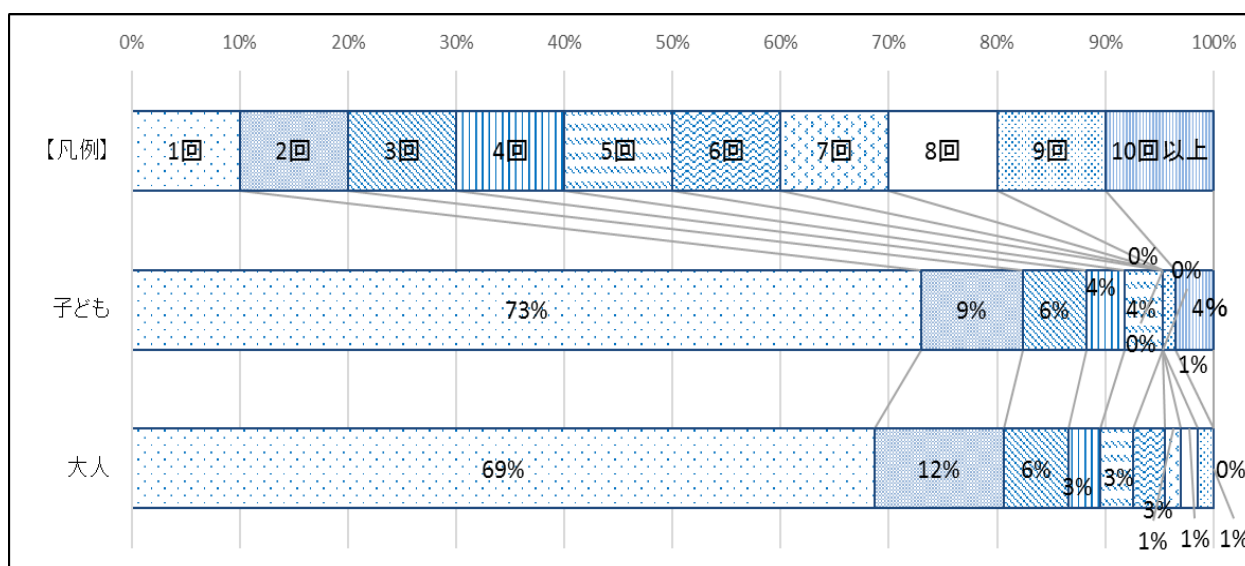


図17:相談実件数における継続数の割合

7 相談方法

(1) 初回相談方法

令和3年度の実相談件数155件における初回相談方法は、電話104件（67%）、面談32件（21%）、メール19件（12%）です（図18）。

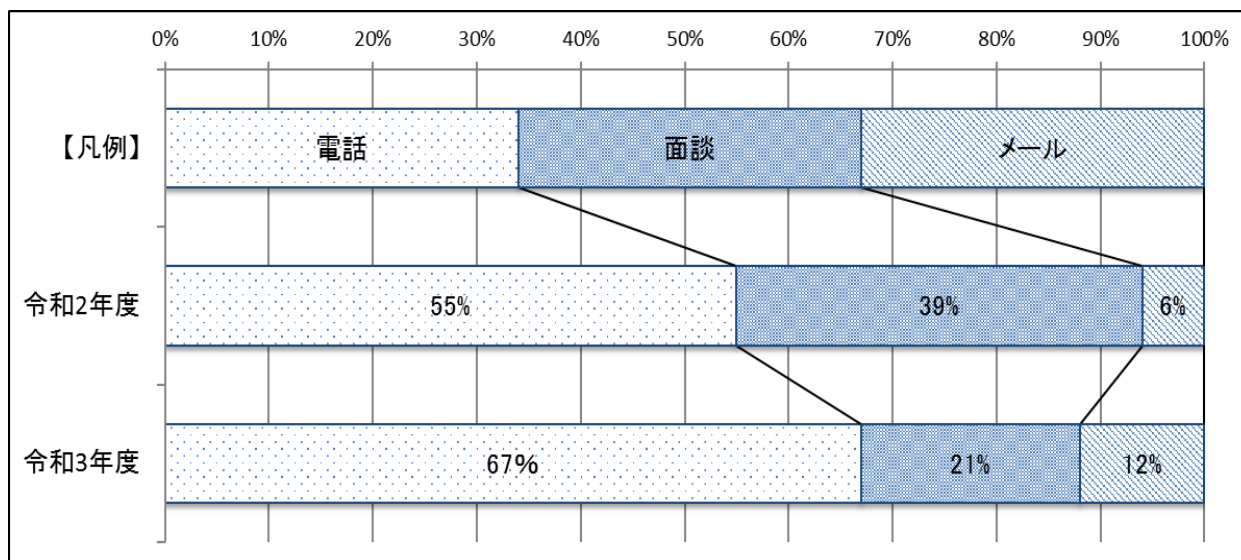


図18:実相談件数における初回相談方法の割合

(2) 延相談方法

令和3年度の延相談件数327件における相談方法は、電話172件（53%）、面談63件（19%）、メール92件（28%）です（図19）。

前年度比では、メールの割合が増加しています。

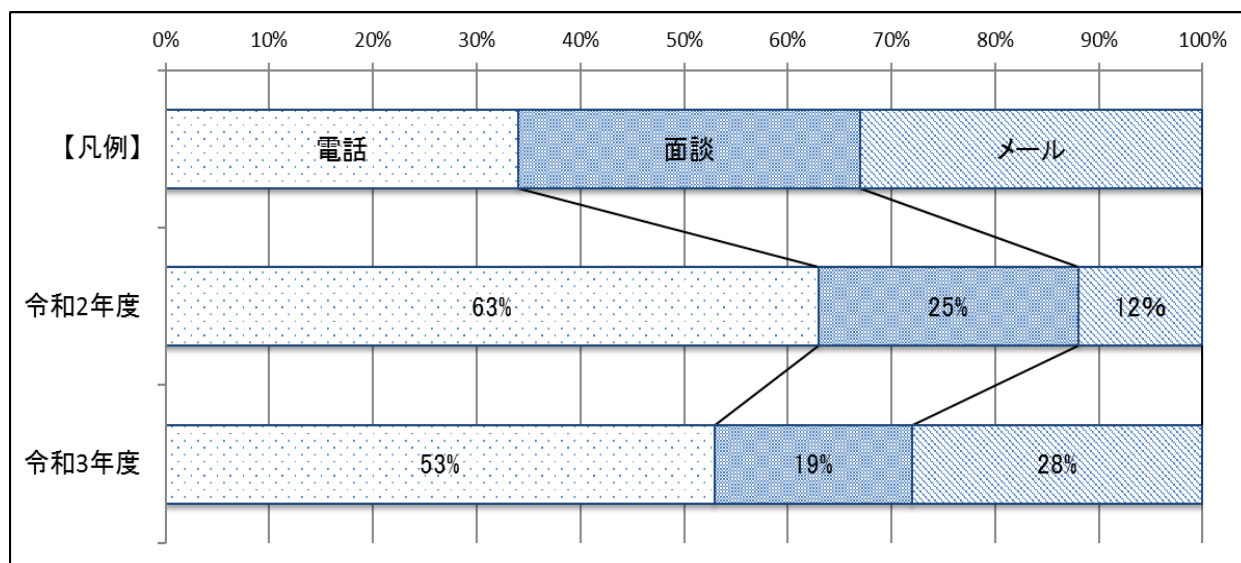


図19:延相談件数における相談方法の割合

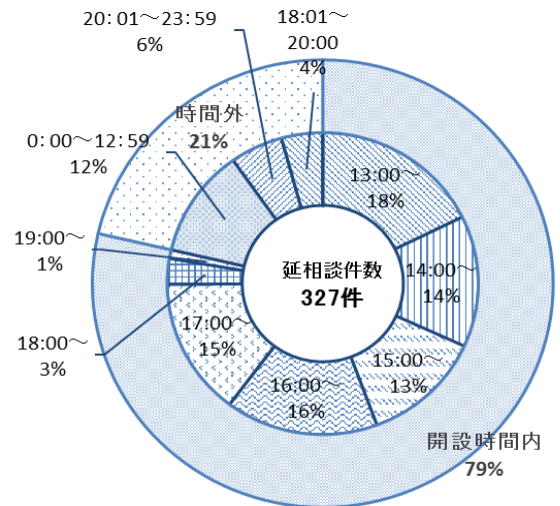
8 時間帯別、曜日別（延件数）

(1) 時間帯別

午後1時台(13:00～)が58件(18%)、午後4時台(16:00～)が52件(16%)で、相談の多い時間帯となっています(図20)。

金曜日の午後6時台(18:00～)は9件(3%)、午後7時台(19:00～)は3件(1%)と少ないので、金曜日のこの時間帯が利用できることを周知する必要があります。

また、開設時間外(金曜日20:00～とその他の曜日18:00～)が70件(21%)です。時間外70件のうち50件はメールです。



(2) 子どもの時間帯別

子どもの延相談人数190人における時間帯は、午後4時台(16:00～)が40件(21%)、午後5時台(17:00～)が35件(18%)が多い傾向です(図21)。

また、その他(開設時間外)が38件(20%)です。

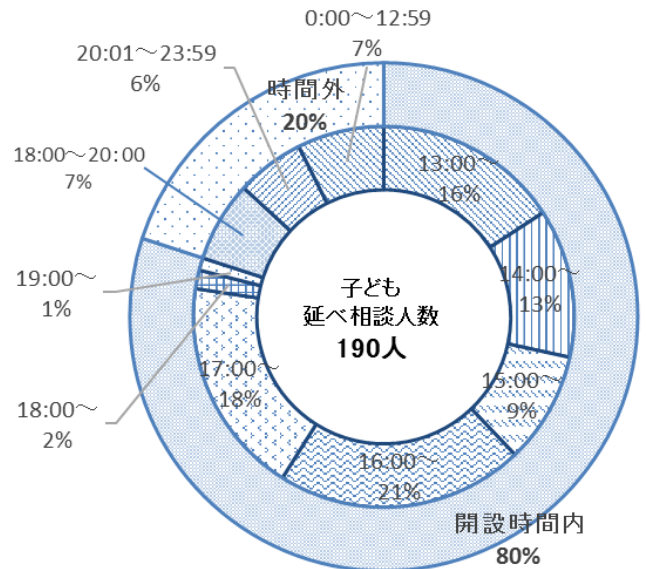


図21:子どもの相談延件数における相談時間帯

(3) 曜日別相談状況

相談曜日で多いのは金曜日が78件(24%)、水曜日が65件(20%)です。(図22)。

土曜日が40件(12%)と一番少なく、例年、土曜日開設の周知が課題となっています。

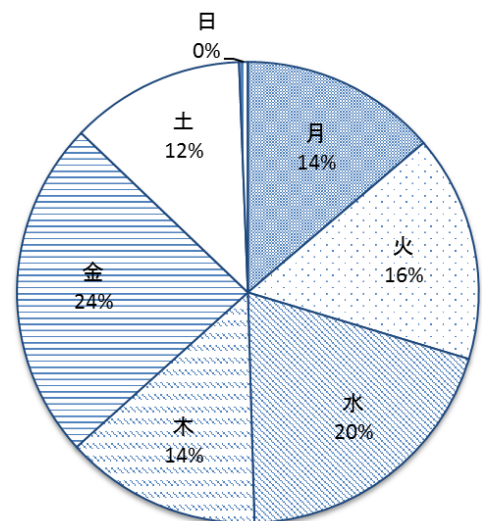


図22: 相談延件数における曜日別

9 調整について

相談の延長として擁護委員の指示のもと、調査相談員を中心に各機関との連携や調整をします。

この活動は、大人からの相談であっても、子どもの意思を確認することから始まります。その後、子どもに関わる各機関に事実確認をするなど、専門性を生かした対応の依頼をしたり、問題解決のための調整をして関係の修復を図ります。

(1) 令和3年度の連携・調整状況

令和3年度は25案件について延73回実施しました（表7）。

令和2年度は28案件について延55回で、昨年度に比べ案件数は減りましたが調整回数は増えました。

相談内容	連携・調整先										
	案件数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	市教育委員会	市行政機関	県行政機関	その他機関	子ども保護者	合計
いじめ	2						2				2
不登校	3						4				4
心身の悩み	1		2								2
交友関係	1						1				1
教職員の指導・対応	2					2					2
学校の対応	2		3			8	11				22
家族関係の悩み	2						10				10
子育ての悩み	1						1				1
虐待	5						18		1		19
その他機関の対応	2						3				3
その他	4					1	5	1			7
合計	25	0	5	0	0	11	55	1	1	0	73

表7: 相談内容別 連携・調整先と回数



以下の表8は、相談から連携・調整になった25件から抜粋した4件です。個人や調整先が特定できないよう一部内容を変更して記載しています。

No.	相談対象	相談内容	相談・調整 概要	考察
1	中学生	心身の悩み	<p>環境に対する過敏性から登校に配慮が必要であり、小学生の時から相談に来ている。本人が自由に自分の生活や気持ち、考えを表出する支援を行っている。本人も家族も徐々に自分たちで進む方向を見出すようになってきた。</p> <p>学校で開催された支援者会議には相談員も参加し、各支援者間の情報共有、役割や方向性の確認を行い、本人のペースに合った支援を検討している。出席した家族も本人に合った、将来を見据えた前向きな認識を持つことができるようになってきている。</p>	<p>継続した相談は本人が自らの気持ちを整理し、対処を考える支援の場となっている。</p> <p>支援者会議出席は、相談室として支援全体の動きを把握でき、支援の方向性を確認する機会となっている。</p>
2	中学生	家族関係の悩み	<p>数十回のメールで家族に十分に理解されない孤立感、生き辛さや、心が休まらないなどの悩みを相談してくる事例。毎回ねぎらいの言葉を返信し、本人の深く考える姿勢を認め、辛さに共感し、可能な対応の提案を行ってきた。</p> <p>また、家族の状況を把握していたことも福祉課、健康づくり課と情報を共有し、職員らの家庭訪問時に本人に声掛けをしてもらうなどの見守りにつなぐことができた。</p>	<p>継続したメールは、相談室を気持ちの表出の場として認識してくれていると理解できるが、即答が難しく、十分応えられているのか自問するところである。</p> <p>関連部署と情報共有できたことで支援が拡大できた。</p>
3	小学生	虐待	<p>家で暴言や暴力があるというメールがあり、助けを求めていたため子ども福祉課と相談し対応の仕方を返信した。</p> <p>後日、子ども福祉課が学校で関わっていることが確認できた。</p> <p>この件の前に、別件であるが、学校訪問を行った際に校長から虐待の相談があった場合の対応を聞かれ、そのシステムなどを伝えていた。そのため担当課と学校とが円滑に連携することができた。</p>	<p>子ども福祉課に連絡したことで有効な対応を本人に返すことができた。相談対応の上での今後の参考にもなった。</p> <p>こころの鈴で相談を受けたのちの、対応の方法などについて学校に伝えてあると、その後の介入時に学校側も受け入れやすいのではないかと考えられた。</p>
4	中学生	虐待	<p>家族から暴力をうけている本人からではなく、それを聞いた友人が相談の電話をかけてきてくれた。その電話で本人と話をすることができた。友人や本人には相談につながってくれたことについて感謝を伝えた。直接本人との話し合いの中で、他部署につなげることも了解を得た。相談室から子ども福祉課へ連絡することで、同課と本人の学校での面会に繋がった。</p>	<p>本人は相談できなくても、周囲の友人に「こころの鈴」が認識されていることで、今回の相談が可能になった。「こころの鈴」の認知度をあげることの重要性を確認した。</p> <p>子ども福祉課への連絡は、同課の子どもへの直接的アプローチにつながった。</p>

表8: 調整事例の概要

統計資料:令和元年度・2年度・3年度 相談実績(実件数・延件数)

子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績(実件数) 令和元年度・2年度・3年度

(令和4年3月31日 現在)

■ 相談件数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R1	実件数	15	38	15	9	11	22	8	18	8	11	10	11	176
	延件数	34	52	27	35	47	56	33	40	38	34	35	42	473
R2	実件数	14	5	17	13	3	31	26	25	23	15	25	8	205
	延件数	23	25	36	24	9	43	40	34	37	40	65	32	408
R3	実件数	12	6	18	16	6	30	12	26	13	9	6	1	155
	延件数	13	15	26	30	18	74	29	44	36	19	17	6	327

■ 相談者数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R1	小学生	3	24	4	0	8	3	0	6	0	4	0	11	63
	中学生	3	1	2	1	0	1	0	1	0	1	2	0	12
	高校生	3	9	1	0	2	2	1	0	2	2	4	0	26
	大人	7	9	10	6	5	15	6	13	6	4	6	0	87
	不明	0	1	0	2	0	1	1	0	0		0	0	5
	計	16	44	17	9	15	22	8	20	8	11	12	11	193
R2	小学生	3	0	8	5	0	22	22	20	17	5	6	2	110
	中学生	1	1	0	2	0	1	0	1	0	0	1	4	11
	高校生	2	1	0	1	0	0	2	0	2	3	4	0	15
	大人	7	3	10	5	3	8	5	6	4	6	15	4	76
	不明	2	0	1	2	0	1	0	3	0	1	0	0	10
	計	15	5	19	15	3	32	29	30	23	15	26	10	222
R3	小学生	5	2	5	5	1	12	3	17	3	4	0	0	57
	中学生	0	3	2	1	2	3	2	2	1	0	1	0	17
	高校生	1	0	2	0	1	2	0	3	2	0	0	0	11
	大人	9	3	10	13	4	16	10	5	7	7	5	1	90
	不明	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	3
	計	15	8	19	19	8	35	15	27	13	12	6	1	178

■ 相談方法

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R1	電話	13	20	11	6	5	17	6	7	6	10	6	5	112
	電子メール	2	1	0	3	2	2	2	0	1	0	3	0	16
	面談	0	16	4	0	4	3	0	11	1	1	1	6	47
	その他	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	15	38	15	9	11	22	8	18	8	11	10	11	176
R2	電話	12	5	15	12	3	7	7	6	8	10	22	5	112
	電子メール	2	0	2	2	0	1	0	3	0	2	1	0	13
	面談	0	0	0	0	0	22	19	16	15	3	2	3	80
	計	14	5	17	14	3	30	26	25	23	15	25	8	205
R3	電話	7	5	15	13	2	21	7	10	9	9	5	1	104
	電子メール	1	0	1	0	0	7	3	3	3	0	1	0	19
	面談	4	1	2	3	4	2	2	13	1	0	0	0	32
	計	12	6	18	16	6	30	12	26	13	9	6	1	155

※相談件数と相談者数の差は、1つの相談に親子で訪れるなどがあるためです。

■ 相談内容

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R1	いじめ	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	4
	不登校	3	3	1	1	0	1	1	4	3	0	0	0	17
	心身の悩み	3	1	5	4	0	1	0	0	0	0	3	0	17
	交友関係	6	13	2	1	3	6	1	4	2	4	2	6	50
	教職員の対応	3	4	3	1	2	4	2	1	1	2	1	1	25
	学校の対応	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
	家族関係の悩み	0	7	1	0	2	3	0	4	0	1	1	0	19
	子育て	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	3
	虐待	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	3
	学習・進路	0	4	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	8
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	3
	その他	0	4	2	1	1	3	3	1	0	3	1	3	22
	不明	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3
計		15	38	15	9	11	22	8	18	8	11	10	11	176
R2	いじめ	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	2	6
	不登校	0	0	1	0	0	0	2	0	2	0	7	0	12
	心身の悩み	2	0	2	1	0	5	2	1	1	4	3	1	22
	交友関係	2	0	5	4	0	3	7	9	13	1	5	1	50
	教職員の対応	2	0	1	3	0	2	2	2	1	1	2	0	16
	学校の対応	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	家族関係の悩み	3	2	3	3	0	1	2	4	2	4	3	1	28
	子育て	0	0	2	1	1	0	1	0	0	2	1	1	9
	虐待	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
	学習・進路	2	1	0	0	0	5	7	0	2	0	4	1	22
	性の悩み	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	3
	その他機関の対応	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	4
	その他	0	1	2	1	1	11	3	4	0	1	0	1	25
	不明	2	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	5
計		14	5	17	13	3	31	26	25	23	15	25	8	205
R3	いじめ	0	0	0	0	0	3	1	2	2	2	1	1	12
	不登校	1	0	2	3	0	3	2	1	2	1	0	0	15
	心身の悩み	2	2	4	3	1	9	0	2	1	0	1	0	25
	交友関係	4	3	4	2	1	5	0	6	2	1	0	0	28
	教職員の対応	2	1	3	2	1	5	2	1	2	0	0	0	19
	学校の対応	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	4
	家族関係の悩み	2	0	3	0	0	1	0	6	1	1	1	0	15
	子育て	1	0	0	3	2	0	2	0	0	0	0	0	8
	虐待	0	0	0	0	0	2	1	1	1	0	0	0	5
	学習・進路	0	0	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	5
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	3
	その他	0	0	0	0	1	1	3	6	0	3	1	0	15
	不明	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
計		12	6	18	16	6	30	12	26	13	9	6	1	155

子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績(延件数)
令和元年度・2年度・3年度

(令和4年3月31日 現在)

■ 相談件数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R1	実件数	15	38	15	9	11	22	8	18	8	11	10	11	176
	延件数	34	52	27	35	47	56	33	40	38	34	35	42	473
R2	実件数	14	5	17	13	3	31	26	25	23	15	25	8	205
	延件数	23	25	36	24	9	43	40	34	37	40	65	32	408
R3	実件数	12	6	18	16	6	30	12	26	13	9	6	1	155
	延件数	13	15	26	30	18	74	29	44	36	19	17	6	327

■ 相談者数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R1	小学生	10	29	6	5	13	9	2	13	6	9	1	14	117
	中学生	6	3	7	10	14	4	3	3	0	1	10	6	67
	高校生	5	10	6	2	6	10	7	7	14	17	14	15	113
	大人	16	18	17	24	22	34	21	22	18	9	12	10	223
	不明	0	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	5
	計	37	61	36	41	55	59	35	45	38	36	37	45	525
R2	小学生	3	0	11	10	2	23	22	23	21	6	5	6	132
	中学生	1	3	5	4	1	3	5	1	0	0	2	4	29
	高校生	7	8	0	1	0	0	5	0	3	19	30	12	85
	大人	11	12	24	11	6	16	12	11	14	12	25	13	167
	不明	2	4	3	2	0	3	0	5	0	3	5	0	27
	計	24	27	43	28	9	45	44	40	38	40	67	35	440
R3	小学生	5	4	7	7	3	18	6	18	4	7	2	0	81
	中学生	0	3	4	3	3	35	8	7	11	5	4	2	85
	高校生	1	0	3	0	4	5	0	5	4	1	1	0	24
	大人	10	12	14	25	14	19	21	18	17	10	11	4	175
	不明	0	0	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0	5
	計	16	19	28	35	24	81	35	48	36	24	18	6	370

■ 相談方法

年度	延相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R1	電話	29	27	19	29	26	38	24	21	24	25	18	27	307
	電子メール	4	6	0	3	13	6	5	1	3	1	13	6	61
	面談	1	18	8	3	8	12	4	18	11	8	4	9	104
	その他	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	34	52	27	35	47	56	33	40	38	34	35	42	473
R2	電話	16	12	26	21	9	16	18	10	16	33	55	24	256
	電子メール	7	11	4	2	0	3	3	5	0	4	8	1	48
	面談	0	2	6	1	0	24	19	19	21	3	2	7	104
	計	23	25	36	24	9	43	40	34	37	40	65	32	408
R3	電話	8	11	18	22	10	25	18	17	15	12	12	4	172
	電子メール	1	0	1	2	0	45	6	10	18	5	3	1	92
	面談	4	4	7	6	8	4	5	17	3	2	2	1	63
	計	13	15	26	30	18	74	29	44	36	19	17	6	327

※相談件数と相談者数の差は、1つの相談に親子で訪れるなどがあるためです。

■ 相談内容

年度	延相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R1	いじめ	0	1	0	1	0	0	0	0	2	0	0	1	5
	不登校	7	3	2	4	7	2	2	5	4	0	0	0	36
	心身の悩み	5	1	7	19	18	4	5	0	1	4	9	4	77
	交友関係	13	18	7	6	6	13	4	6	12	7	6	10	108
	教職員の対応	7	8	5	2	4	8	8	2	4	3	6	1	58
	学校の対応	0	0	0	0	0	0	0	4	3	3	0	1	11
	家族関係の悩み	2	8	2	1	4	10	3	5	0	4	6	2	47
	子育て	0	1	0	0	2	5	1	2	0	0	0	0	11
	虐待	0	0	0	0	2	0	1	1	0	1	0	1	6
	学習・進路	0	4	1	0	2	6	1	3	2	6	5	7	37
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	0	0	0	0	1	3	5	0	1	1	11
	その他	0	7	3	2	2	6	5	8	5	6	2	14	60
不明	0	1	0	0	0	0	2	2	1	0	0	0	6	
計		34	52	27	35	47	56	33	40	38	34	35	42	473
R2	いじめ	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	2	6
	不登校	0	0	2	0	2	2	2	0	8	3	11	1	31
	心身の悩み	4	9	3	1	1	6	2	1	4	18	28	11	88
	交友関係	5	0	9	6	0	4	7	10	13	4	6	4	68
	教職員の対応	4	4	10	7	1	8	11	4	3	4	11	0	67
	学校の対応	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
	家族関係の悩み	5	7	4	5	1	3	2	4	3	4	3	1	42
	子育て	0	0	4	1	1	0	3	0	0	2	2	6	19
	虐待	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	3
	学習・進路	2	2	1	2	0	5	10	2	4	0	4	1	33
	性の悩み	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	3
	その他機関の対応	1	0	1	0	2	0	0	0	0	1	0	1	6
	その他	0	2	2	2	1	11	3	6	0	3	0	4	34
不明	2	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	6	
計		23	25	36	24	9	43	40	34	37	40	65	32	408
R3	いじめ	0	0	0	0	0	4	2	2	2	3	1	2	16
	不登校	1	3	4	6	1	5	2	4	4	1	0	0	31
	心身の悩み	2	3	7	4	5	27	1	6	11	6	4	2	78
	交友関係	5	5	5	3	1	13	0	6	2	1	0	0	41
	教職員の対応	2	4	5	11	5	6	8	7	6	0	3	2	59
	学校の対応	0	0	0	0	0	0	5	3	0	0	2	0	10
	家族関係の悩み	2	0	3	0	0	14	2	7	2	1	1	0	32
	子育て	1	0	0	3	3	0	3	1	1	0	1	0	13
	虐待	0	0	0	0	0	2	1	1	2	0	0	0	6
	学習・進路	0	0	2	2	1	1	1	0	2	0	0	0	9
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	0	1	1	0	0	0	2	1	1	0	6
	その他	0	0	0	0	1	1	4	7	2	6	4	0	25
不明	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
計		13	15	26	30	18	74	29	44	36	19	17	6	327

IV 申立て・自己発意について

1 申立て・自己発意の活動

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います（条例第17条第2号）。

事実の調査は、施行規則（施行規則第8条、9条、10条、11条）に定められた方法により行い、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の回復にむけて調整をします（条例第17条第2号、施行規則第10条第2項）。

その結果、必要があるときは、制度改善や是正措置について、勧告、是正要請、意見表明を行うことができます（条例第17条第2号）。

また、勧告、是正要請、意見表明を受けてとられた措置の報告を求めることもでき（条例第17条第3号）、勧告、是正要請、意見表明、措置の報告を公表することもできます（条例第18条）。

2 申立て・自己発意の状況

(1) 申立て

令和3年度の救済申立てはありませんでした。

(2) 自己発意

令和3年度の自己発意案件はありませんでした。

V 広報・啓発活動

相談室では、子ども自身が相談できる場所として、相談室の存在を広く知らせています。また、子どもに関係する大人にも、相談室の存在を周知し、子どもの権利への理解と相談室との連携をお願いしています。

1 子どもへの広報・啓発

(1) 周知用カード、ポスター、こころの鈴通信配付

令和3年度はカード及びポスター、通信(33頁～42頁参照)を配付しました(表10)。

配付時期	配付物	対象者
令和3年	子どもの権利相談室「こころの鈴」 子ども用携帯カード ポスター	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒・担任・保健室 約33,000枚 上記+児童センター・地域づくりセンター・図書館等 約180枚
6月	「こころの鈴通信」第22号 小学生版/中学生版	全児童・生徒 約32,000枚
8月	「こころの鈴通信」第23号 (小学生版/中高校生版)	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒 約32,000枚
11月	「こころの鈴通信」第24号 (小学生版/中高校生版) ※「子どもの権利ニュース」第14号との合併号	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒 約32,000枚
令和4年 1月	「こころの鈴通信」第25号 (小学生版/中高校生版)	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒 約32,000枚

表10:カード、通信の配付状況

(2) 児童館・児童センター訪問

令和3年度は前年度からの継続相談のあった1館のみの訪問になりました。(表11)

コロナ感染症の市中まん延に伴い計画訪問ができませんでしたが、出前相談がその後の相談に繋がることを確認できました。

No.	月日	曜日	場所	相談件数	相談人数	訪問者
1	11月12日	金	島内児童センター	12	12	室長・こども育成課
合計			1館	12	12	相談室1名・事務局1名

表11:児童館・児童センター等 訪問日、訪問

(3) 校内放送

11月の人権月間（週間）及び今年度から始まった「まつもと子どもの権利ウィーク」（子どもの権利の日の11月20日を含む1週間。今年度は11月15日～21日）に合わせて、市内小中学校全校で校内放送の実施と「こころの鈴通信」第24号の配付をしました。

これは例年、松本市子どもの権利に関する条例と相談室を周知する目的で行われています。

校内放送は、各学校の状況に合わせ、3回に分けて、給食等の時間に行いました。原稿は放送委員や担当教諭が読んで放送しました。

2 学校への広報・啓発

市内の小学校30校に出向き学校側と懇談して、子どもの権利に関する条例と相談室の周知を図り、今後の連携について依頼をしました（表12）。

市外からの新任の校長や教頭と懇談することで、条例や子どもの権利擁護委員、相談室「こころの鈴」への理解と協力得ることができました。

訪問時には、「こころの鈴通信」と「こころの鈴カード」、などを持参し、配付と設置をあらためて依頼しました。

No.	訪問月日	曜日	学校名	訪問者	No.	訪問月日	曜日	学校名	訪問者
1	11月16日	火	才教学園小学校	室長	16	11月26日	金	山辺小学校	相談員1名
2			開明小学校		17			旭町小学校	
3			鎌田小学校		18			開智小学校	
4	11月19日	金	芳川小学校	室長	19	11月30日	火	田川小学校	相談員2名
5			寿小学校		20			安曇小学校	
6	11月22日	月	明善小学校	室長	21	11月30日	火	大野川小学校	室長
7			島内小学校		22			奈川小学校	
8			島立小学校		23			波田小学校	
9	11月25日	木	芝沢小学校	室長	24	12月2日	木	本郷小学校	室長
10			二子小学校		25			岡田小学校	
11			菅野小学校		26			清水小学校	
12	11月26日	金	今井小学校	室長	27	12月8日	水	四賀小学校	室長
13			源池小学校		28	12月10日	金	附属小学校	相談員1名
14			並柳小学校		29	12月16日	木	中山小学校	室長
15	筑摩小学校	30	梓川小学校						

表12:小学校への訪問

3 市民(大人)への広報・啓発活動

研修会等へ講師を派遣して、子どもの権利に関する条例と相談室への理解をお願いしました。
(表13)

また、市のホームページ及び広報誌等を活用した広報を行いました。

実施月日	曜日	内 容	派遣者
11月28日	日	松本市子ども育成課主催 思春期の子どもたちと向き合うための講座 『『こころの鈴』からみえる子どもたちの今』	室長
1月23日	日	第11回長野市子どもにやさしいまちフォーラム 子どものSOSを受け止めよう！ ー子どもをいじめや虐待から守るためにー 『松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」の取り組みから学ぼう』 (リモート会議)	擁護委員 室長

表13:市民への広報・啓発活動

【参考資料】

■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」携帯カード

表

こ ぞう だん しつ ずす
子どものための相談室 こころの鈴
こえ
あなたの声をきかせてね

でんわ(むりょう)
0120-200-195
メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

月~木・土曜日
pm1:00~6:00
金曜日
pm1:00~8:00

はなしにきてね お城の近くです
松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」



裏

松本市には、どの子ども自分らしく、すこやかにのびのび生きていけるように「松本市子どもの権利に関する条例」があります。
「こころの鈴」は、子どもたち、保護者、地域のみなさんの相談を受け、子どもの最善の利益を一緒に考えます。

子どもさんのことで気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

お車の方は市役所の駐車場をご利用ください。

大手事務所2階
こころの鈴

松本市役所大手事務所2階 〒390-0874 松本市大手3-8-13

■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」ポスター

一人でなやんでいるあなたへ
SOSを出していいんだよ!

**松本市
子どもの権利相談室**

すす

こころの鈴

こまっている時、うれしい時
なんとなく誰かとはなしたい時
あなたの声をきかせてね



松本市には、どの子ども自分らしく、すこやかにのびのび生きていけるように「松本市子どもの権利に関する条例」があります。

「こころの鈴」は、子どもの笑顔あふれるまちをめざし、保護者や地域のみなさんの相談を受け、一緒に子どもたちを支えていきます。

子どもさんのことで気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

はなしにきてね お城の近くです

●お城の方にはお電話が通じなくてごめんなさい。



**大手事務所2階
こころの鈴**
〒390-0874
松本市大手3-8-13

でんわ(090) **0120-200-195**

メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

月～木・土曜日 pm1:00～6:00
金曜日 pm1:00～8:00



■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」携帯カード配付にあたっての依頼文

○ 担任の先生宛

担任の先生方へ
「松本市子どもの権利相談室 こころの鈴」周知用カードと通信
配布のお願い

日頃は、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」の活動に対しまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
新年度を迎え、小・中学校、高校、特別支援学校の児童・生徒の皆さんに、相談室周知用カードと通信を配布させていただきたいと思っております。
相談室周知用カードを配布するにあたりまして、先生方から児童・生徒さんへ、以下のことをお話ししながらお渡しいただきましたら幸いです。

- 松本市は、「すべての子どもにやさしいまち」をめざしていること
- との子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができること
- 松本市に在住、または通学している子どもたちには、子どものための相談窓口「こころの鈴」があり、つらい時や苦しい時は相談ができること

子どもの権利擁護委員と「こころの鈴」は、「松本市子どもの権利に関する条例」の核となる「子どもにとっての最善の利益」を、共に考え実現していく信頼し合えるパートナーとして、先生方と連携をしていけたらと考えています。
子どもたちの成長のため、子どもたちの心に届き、心に残るような「こころの鈴」のお知らせにご協力をお願いいたします。

松本市子どもの権利擁護委員
北川 和彦
平林 優子
石曾根正勇

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」
〒390-0874 松本市大手3-8-12
大手事務所2階
電話：0263-36-2505（直通）

※カード1束40枚となっておりますので、クラス人数に合わせて配布の調整をお願い致します。

○ 養護教諭宛

養護教諭の方へ
「松本市子どもの権利相談室 こころの鈴」周知用カードを
保健室へ置いてください

日頃は、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」の活動に対しまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
新年度を迎え、長引く新型コロナウイルス禍で学校現場の困惑はいかばかりかと存じます。
不安定な気持ちを抱えて保健室を訪れる児童生徒さんに「こころの鈴」の情報が届きますよう保健室への設置をお願いいたします。

- 松本市は、「すべての子どもにやさしいまち」をめざしています。
- との子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができていることを願っています。
- 松本市に在住、または通学している子どもたちには、子どものための相談窓口「こころの鈴」があり、つらい時や苦しい時は利用ができます。

子どもの権利擁護委員と「こころの鈴」は、「松本市子どもの権利に関する条例」の核となる「子どもにとっての最善の利益」を、共に考え、実現していく信頼し合えるパートナーとして、先生方と連携をしていきたいと考えています。
子どもたちに届ますよう「こころの鈴」のご案内にご協力をお願いいたします。

松本市子どもの権利擁護委員
北川 和彦
平林 優子
石曾根正勇

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」
〒390-0874 松本市大手3-8-12
大手事務所2階
電話：0263-36-2505（直通）

※保健室用に10枚同封しております

○ 第22号「こころの鈴通信」(中高校生版)

こころの鈴通信



「子どもの権利」ってなに？

「権利」は英語のRight, 「あたりまえ」で「正当」で「正しい」という意味。すべての人が生まれながらにして持つことを「あたりまえ」に認められている「正当」で「正しい」ことという意味です。

松本市では4つの大切な子どもの権利を決めました。

- ①主体的に成長する権利
- ②安心して生きる権利
- ③自分らしく生きる権利
- ④社会に参加する権利

みんなはこの「子どもの権利」をどう思うかな？

相談室

田中由規子

室長の田中です。子どもが好きな見える自由な時間、「何もしない時間」も認められているんだよ。

内川光子

自然が好きで子どもが好きで保育士になり、長く続けました。今は畑を借りて花や野菜を育て楽しんでます。

濱田まなみ

迷っているとき、困っているとき、不安なとき、人は安心して暮らせる場所をその気持ちで話すと心が安定します。心が安定すると、前向きになれると思いますよ。お話ししてみよう。

瀬田美香

中学ではテニス部、高校ではバレーボール部でした。部活のことなど、あなただけが夢中になっていることについて是非お話を聞かせてください。

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」 ～秘密は守ります～

- 電話で相談 0120-200-195 (無料)
- 面接相談 こころの鈴までお越しください。こころの鈴以外の場所でも面談できます。ご相談ください。
- メールで相談 kodomo@city.matsumoto.lg.jp
- 受付時間 月～木、土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
- 場所 松本大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階
- お車は市役所の駐車場に止めてください

「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは、松本市役所 こども権利課 ことまけ担当まで TEL: 0283-94-4321



こころの鈴通信

発行元: 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」



学校が始まって2か月、コロナウイルス感染症もまだ終息とはならず、学校生活も大変ですね。部活動、文化祭等の学校行事に様々な制約もあり、気持ちのすっきりしない日々が続いていますか。

コロナ禍で精神的緊張の強い生活が続いています。教材、お説教、指導などのない、皆さんが自分らしく話のできる場「こころの鈴」を利用してください。名前も学校名も言いたくなく、言葉に言いにくい大丈夫。秘密は守ります。

今回は、カードも一緒にお届けします。カバンの片隅に入れて、話をしたくなったらいつでも電話、メール、面接で相談してください。



アルプちゃんのいるピンクのカードです



子どものための相談室 こころの鈴
あなたの声をきかせてね

0120-200-195
こころの鈴 (0283-94-4321)

はなしたくなくてもお話しだけでもいいよ

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」



なんともなく憂鬱



カーン



人間関係って難しい



ルンルン♪



部活動もいろいろあって (; ;)が...

保護者のみなさんへ

松本市には、子どもの権利に関する条例があります。「こころの鈴」はこの条例に基づいて設置されている相談室です。子どもたちが自分らしくのびのびと生きていくことを応援しています。子どもさんに関する相談は、大人の皆さんからも受け付けています。親や大人にととの「よかれ」ではなく、子どもにととの向かいあいが一番大切かと考え、子どもたちが自ら決断行動できることを支援できたらと思います。コロナ禍で子どもたちの心も不安定になる傾向もあります。気になること、心配なことがありましたら、ご相談ください。

発行元:松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

No.23
中高校生版
令和3年8月

こころの鈴通信

中高生の皆さんこんにちは。昨年できなかった文化祭やスポーツなども少しづつ出来るようになってきたけど、どうですか。新しい学期は気持ちよく迎えられるでしょうか？こころの中に何か思いものはありますか。「こころの鈴」に話して、少し気持ちが楽になると思います。

学校
仲間はずれやいじめ
先生の事、友達の事
進路の事

家庭
家で辛い事、嫌な事
家族に話せない事
友達の悩み

習い事
習わねえこと
先輩や先生、コーチの事

「最近...
「辛い」と
思っているから...
がしきりに出て
こころの鈴」に
話を聞かせてね。」

もう大丈夫！
安心した！
みんなか
なまりに
ほ、としたら
またいつでも相談でき
るよ。

相談員と
一緒に考えよう
知、
あ、
相談員は、相談員さん
がいます

電話でも大丈夫！
水戸交
から相談したい！
もしも、
話を聞いて
ほしいよ。

子どもの権利相談委員さんの紹介

松本市子どもの権利相談委員は、みなさんの困っていることを専門的な目で相談を受けたり、子どもの権利が守れない時に助けたりします。

北川和彦
相談委員

菅原真子
相談委員

オリンピックでは13歳の中学生が金メダルをとりました。新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、子ども達も不自由な生活が続いています。工夫して乗り切りましょう。今の生活を楽しむことが大事です。

同じことを思っていたはずなのに、同じ空間にいたはずなのに、同じ言葉を聞いたはずなのに、こんなにとらえ方が違うんだと思うことはありませんか？私はどうもこのことをとらえているのか、なぜそうとらえているのか、話をすることで、見えなかった何かを確認できることもあります。背中をそっと押してもらおうと一歩踏み出せることもあります。一緒に考えることが出来ます。「こころの鈴」はあなたとお話できるのを待っています。

悲しいこと、切ないこと、どうしたらいいのか悩んでしまうことよくありますね。友人や身近な人には相談しにくいことがあるかもしれません。そんな時には、一人で悩まずに、「こころの鈴」に電話をしてみてください。一緒に考えましょう。きっと心が軽くなりますよ。

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」
～秘密は守ります～

- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
- 場所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階
- 電話で相談 0120-200-195 (無料)
- 会って相談 こころの鈴までお話しください。お電話をください。
- メールで相談 kodomo-s@city.matsuyama.lg.jp

「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは、松本市役所 ことば館 ことば政策担当まで TEL 083-94-3201

○ 第 24号「こころの鈴通信」(小学生版)

No.24
小学生版
令和3年11月

こころの鈴通信

発行元: 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

見直してみよう

「つらいな…」「知らないな…」と思うことの中には、「子どもの権利」が守られていないことがあります。少し勇気を出して『こころの鈴』に相談してみませんか。秘密は必ず守ります。

学校で

- 中間はずれやいじめ
- 先生のこと、友だちのこと
- 学校に行けない

家庭で

- 家でつらいこと、嫌なこと
- 家族には話せないこと
- 学校に行けない

電話で・メールで・会って…相談する

どんなことでも、まずは相談してみよう。

話し寄る

あなたの気持ちや意見をじっくり聞いて、一番よい方法を一緒に考えます。

調べる・協力依頼

解決に向けて関係する人や機関に話を聞いたり、協力をお願いします。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

契約・意見表明

関係する機関などに改善を請求や意見表明をすることができます。

もっと大丈夫！安眠できよう

困ったことがあれば、また相談してください。相談が終わっても、必要があれば見守ります。

子どもの権利相談室『こころの鈴』

受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～6時

電話で相談 ☎0120-200-195 (フリーダイヤル)

メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

会って相談 松本市大手9-8-13 松本市役所六手事務所2階 までお越しください。

※希望により、相談員が出かけることもできますので、ご相談ください。

「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは 松本市役所 子ども育成課 子どもの権利相談室(TEL:0263-34-3291) まで

○ 第 24号「こころの鈴通信」(中高校生版)

No.24
中高校生版
令和3年11月

こころの鈴通信

発行元: 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

生徒のみなさんへ

「つらいな…」「知らないな…」と思うことの中には、「子どもの権利」が侵害されていることがあります。少し勇気を出して『こころの鈴』に相談してみませんか。秘密は必ず守ります。

学校で

- 中間はずれやいじめ
- 先生のこと、友だちのこと
- 学校に行けない

家庭で

- 家でつらいこと、嫌なこと
- 家族には話せないこと
- 学校に行けない

電話で・メールで・会って…相談する

どんなことでも、まずは相談してみよう。

話し寄る

あなたの気持ちや意見をじっくり聞いて、一番よい方法を一緒に考えます。

調べる・協力依頼

解決に向けて必要な場合は、関係する人や機関に話を聞き、協力をお願いします。あなたの考えや気持ちをお互いに伝えることもできます。

契約・意見表明

関係する機関などに改善を請求や意見表明をすることができます。

もっと大丈夫！安眠できよう

困ったことが出たら、また相談してください。相談が終わっても、必要があれば見守ります。

子どもの権利相談室『こころの鈴』

受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～6時

電話で相談 ☎0120-200-195 (フリーダイヤル)

メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

会って相談 松本市大手9-8-13 松本市役所六手事務所2階 までお越しください。

※希望により、相談員が出かけることもできますので、ご相談ください。

「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは 松本市役所 子ども育成課 子どもの権利相談室(TEL:0263-34-3291) まで

第百五十八号 松本市子どもの権利相談室 「こころの鈴」

No.25
小学生版
令和4年1月

こころの鈴通信

あけましておめでとう



すずちゃん

三学期がはじまりました。楽しいお正月でしたか？
お友達に会うのが楽しみで登校できましたか？
なんとなく、学校が始まるのがやだなーと思った人もいたかも
しれませんね。
今年もこころの鈴では、みなさんからの電話をお待ちしてい
ます。どんなことでも心の声をきかせてください。

そうだ！ こころの鈴に電話しよう!!

たとえば…

- 学校へいくとおなかが痛い
- ひとりでぼっち
- けんかをしちゃった
- ともだちと
- 一輪車にのれた
- こわいよ。悲しい

こころの鈴通信

「自分らしく生きる」って
どんなこと？

たとえば…

私のことが好き ⇒ ひとも好き
自分の思ったことを ⇒ 言える
差別を ⇒ されない
いじめを ⇒ うけない
夢を ⇒ 考えられる
学校に ⇒ 行くことができる
遊びを ⇒ 楽しめる
失敗した ⇒ またチャレンジで
きる！

大切にしている権利は4つです。
1つめは、「主体的に成長する権利」
自分が大切だと感じながら、自分の力
で成長する権利です。
「安心して生きる権利」と「自分らしく生
きる権利」、「社会に参加する権利」もそ
うです。
友だちにも権利があります。自分の
権利と同じように、相手の権利も大切にし
ていきましょう。

みんなのきもちをきかせてね

いつしよにいたい
人はだれ？

なにかをしているときが
いちばんたのしい？

たれかにはなした
いことある？

ひどいことばを
いわれたことある？

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」～秘密は守ります～

●電話で相談 0120-200-195 (無料)

●会って相談 こころの鈴まで来てください。
おられない場合は、お電話をください。

受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時

●場所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階

「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは、松本市役所 子ども育成課 ことば政策担当まで TEL 0263-34-3291


○ 第25号「こころの鈴通信」(中高校生版)

発行所: 松本市子どもの権利相談室 「こころの鈴」

No.25
中高校生版
令和4年1月

こころの鈴通信

あけましておめでとう



三学期が始まりました。楽しいお正月でしたか？
友達に会うのが楽しみで登校できましたか？
なんどもこころの鈴では、みなさんからの相談を待っています。どんなことでも心の声をきかせてください。

**誰にでも「こころ」が苦しくなる時があるから・・・一人で抱え続けなくてね
悩みを聞いてくれる人が必ずいます。誰にも話せなかつたら・・・**

こころの鈴を思い出してください

楽しいことなんて一つもない

消えたい

何かもうまくいかない気がする

自分の気持ちは誰にもわかってもらえないと思う

モヤモヤ

自分の気持ちは誰にもわかってもらえないと思う

まわりの人に相談なんてしてはいけないと思う

自分の居場所がどこにもないと思う

クラスの子にいじめられる

学校のいじめがなくなった

自分はまわりの人に迷惑かけてると思う

自分の居場所がどこにもないと思う

自分のことが嫌になりそう

部活の人間関係に疲れた

家の中が安心できない

発行所: 松本市子どもの権利相談室 「こころの鈴」

こころの鈴通信

自分らしく生きるって
どんなことだろう？

例えば・・・

- 自分が好き ⇒ ひとも好き
- 自分の思ったことを ⇒ 言うことができる
- 差別を ⇒ されない
- いじめを ⇒ うけない
- 感情を ⇒ 素直に表現できる
- 夢を ⇒ 持つことができる
- 教育を ⇒ 受けることができる
- 趣味や遊びを ⇒ 楽しめる
- 意見や行動を ⇒ 理由もなしに抑圧されない
- 失敗をした ⇒ 再びチャレンジできる

あなたの「主体的に成長する権利」を考えてみましょう

松本市子どもの権利に関する条例で、大切にしている権利ってどんなことですか？

特に大切にしている権利は4つあります。
1番目は、「主体的に成長する権利」です。
それは、子ども達が「かけがえのない自分」が大切に存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されることです。

自分らしく生きたり、自分を大切に生活していくことが保障されています。


自分の未来について「自分の意思」を大切にすること、自分も「主体的に成長する権利」です。

自分の権利と同じように、同級生や友達にも権利があります。自分らしく生きていくためにも、自分の権利と同じように、相手の権利も大切にしていきたいでしょう。

メール相談をされる方へお願い

メール相談をされる方のスマートフォン、パソコン等が、迷惑メール対策等こころの鈴からのメール送信が拒否される設定になっている場合があります。

こころの鈴から返信がない場合は、ご自身の機器のメール受信の設定をご確認のうえ、再度ご相談いただくか、勇気を出して0120-200-195までお電話を下さい。



松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」 ～初週は守ります～

- 受付時間 月～木 土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
- 場所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階
- 電話で相談 0120-200-195 (無料)
- 会って相談 こころの鈴までお越しください。お電話をください。
- メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

〒547-8501 松本市役所2階 ことこの鈴

「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは、松本市役所 ことこの鈴 ことこの鈴相談室まで TEL 02-63-34-3291

VI 研修・会議

1 研修について

子どもの権利擁護委員と相談員のスキルアップのため、研修会に参加し、また、相談室内で研修をしています。令和3年度は8回の研修に参加しました（表14）。

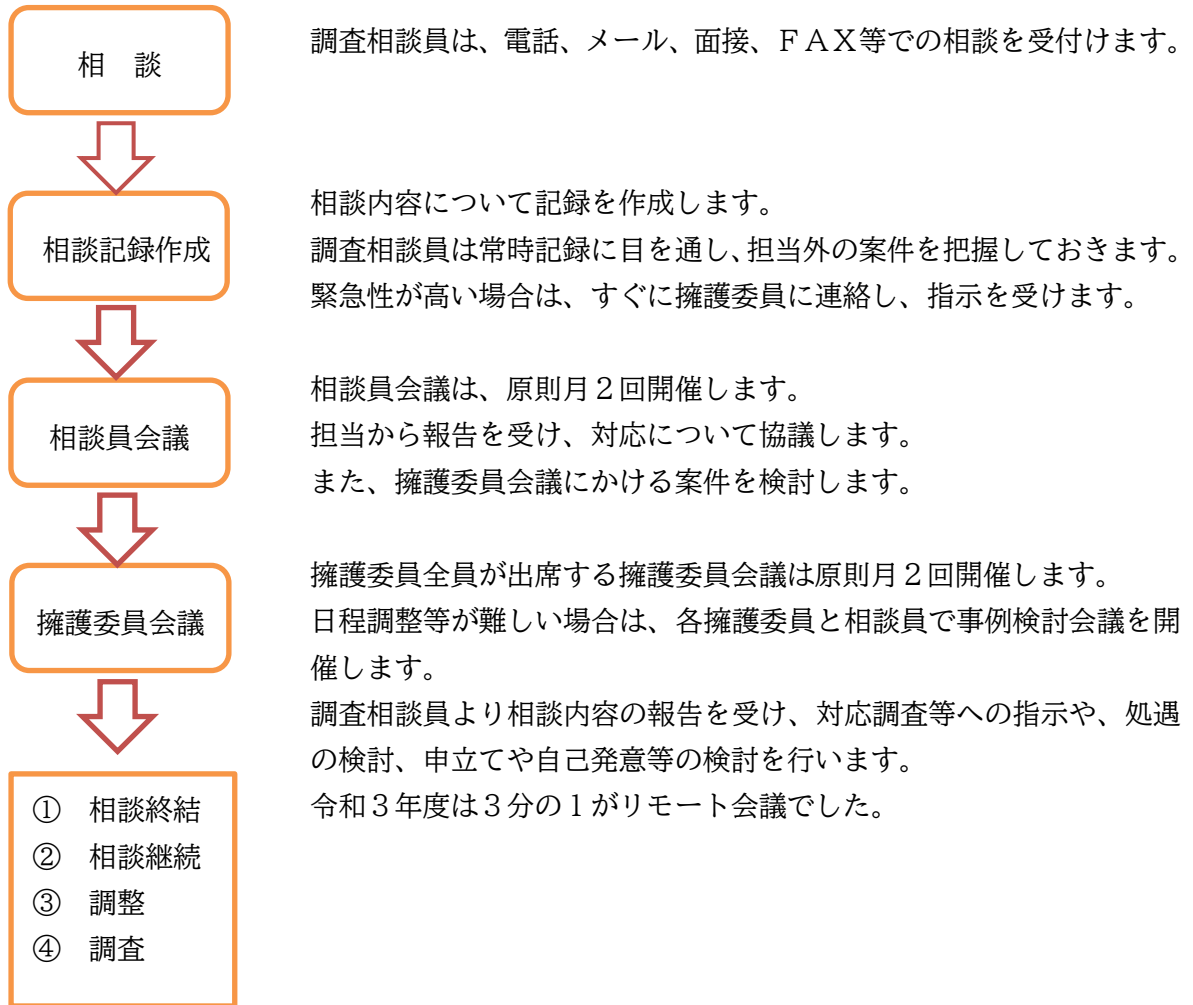
No.	月日	研修会	講師	参加者
1	5月6日	令和3年度 第1回松本市発達障害児相談支援研修会 「通常学級の担任に求められる合理的配慮、 特別支援学級・通級指導教室との役割分担 のあり方」(あがたの森文化会館)	信州大学医学部 子どものこころの発達医学教室 教授 本田 秀夫 先生	室長
2	5月14日	松本市人権共生課主催 性の多様性に関する職員研修 「多様性を認め、自分らしく生きられる社会 づくり～20人に1人はいるかもしれない LGBT～」(市役所)	特定非営利活動法人SHIP 代表 星野 慎二 氏	室長 相談員1名
3	9月29日	令和3年度 第2回松本市発達障害児相談支援研修会 「教えて！本田先生！！Vol. 2」 (DVD視聴)	信州大学医学部 子どものこころの発達医学教室 教授 本田 秀夫 先生	室長 相談員3名
4	10月2日	地域づくり推進研修 生涯学習推進者実践講座 「子どものSOSの受け止め方」 (zoomミーティング)	NPO法人自殺対策支援セン ター ライフリンク 代表 清水 康之 氏	相談員2名
5	10月13日	令和3年度 長野県中信子ども・若者サポートネット全体 調整会議(長野県総合教育センター)	長野県中信子ども・若者支援地 域協議会 運営事務局 特定非営利活動法 人ジョイフル	こども育成課1名 室長
6	11月9日	松本市健康づくり課主催 自殺予防対策研修会 「市民のSOSにどう気づき、対応するか ー自殺予防対策ゲートキーパー研修ー (オンライン研修) (DVD視聴)	NPO法人OVA 代表理事 伊藤 次郎 氏	相談員1名 相談員3名
7	12月23日	松本市子どもの権利擁護委員による相談室 調査相談員研修	北川和彦擁護委員	擁護委員 こども育成課2名 室長 相談員3名
8	1月11日	令和3年度地域保健総合推進事業 地域包括によるひきこもり相談支援リモート 研修会 (資料提供)	鳥取県立精神保健福祉センター 所長 原田 豊 氏	室長 相談員3名

表14:研修一覧

2 事例検討会議について

子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談室は、各種会議を開催し、子どもの問題解決に向けた方針や対応策等を協議検討しています。

(1) 会議の流れ



(2) 開催状況

事例検討会議は合計49回開催しました。内訳は擁護委員会議が23回、擁護委員調整面談視察が4回、相談員会議が26回開催です（表15）。

事例検討会議	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
擁護委員会議	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	23
擁護委員調整面談等	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	4
相談員会議	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26

表15:月別会議等開催状況

- ◆ 松本市子どもの権利に関する条例
- ◆ 松本市子どもの権利に関する条例施行規則
- ◆ 令和3年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿
- ◆ 事務局

○松本市子どもの権利に関する条例

平成25年3月15日

条例第5号

前文

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に生まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。

子どもは、赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力をもっています。

子どもは、障がい、国籍、性別などにかかわらず、また、貧困、病気、不登校などどんな困難な状況にあっても、尊い存在として大切にされます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。

子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとなのいい人間関係をつくることができますようになります。

おとなは、子どもの思いを受け止め、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合います。おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを支援します。そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことができます。

よう支援されます。

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。そんな松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約など」といいます。）の理念をふまえ、ここに松本市子どもの権利に関する条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例で「子ども」とは、松本市に住んでいたり、学んでいたり、活動をしたりしている18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人も含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

3 この条例で「保護者」とは、親や児童福祉法に定める里親その他親に代わり子どもを養育する人をいいます。

（市やおとなの役割）

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成や健やかな成長の基礎となる大切な場であること、そして子育てに第一に責任を負うことを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者、管理者や職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。

- 5 市、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者（以下「市など」といいます。）は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、お互いに連携し、協働して子どもの育ちを支援します。
- 6 市は、国、県その他の地方公共団体などと協力して子どもに関する施策を実施するとともに、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者がその役割を果たせるよう必要な支援に努めます。

第2章 子どもにとって大切な権利と普及

（大切な権利）

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

- （1） かけがえのない自分が大切に尊厳存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。
 - （2） 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。
 - （3） 自分の考えや意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。
 - （4） 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。
- 2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。

（子どもの権利の普及と学習への支援）

第5条 市は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその普及に努めます。

- 2 市は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めます。
- 3 市は、育ち学ぶ施設関係者その他子どもにかかわる仕事や事業をするうえで関係のある人に対して子どもの権利についての理解を深めることができるよう研修の機会の提供などに努めます。
- 4 市は、市民が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めます。

（子どもの権利の日）

第6条 市は、子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるため、松本子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

2 権利の日は、11月20日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を市民と連携し、協働して実施します。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援

(子どもの安全と安心)

第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

2 市などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心できる生活環境を守るよう努めます。

3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。

(家庭における権利の保障と支援)

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携し、協働して支援するよう努めます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や市民に対して育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携し、協働して施設を運営するよう努めます。

(地域における権利の保障と支援)

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。

3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしくみを設けるよう努めます。

2 市は、子どもが利用する施設の設置や運営さらには子どもにかかわることがらを検討するときなどは、子どもが考えや意見を自由に表明したり、参加したりすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、子どもが施設の運営又は地域での活動などについて考えや意見を表明し、参加できるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切にしたい主体的な活動を支援します。

4 市などは、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。

(情報の提供)

第12条 市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市の子ども施策や育ち学ぶ施設の取組みなどについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。

(子どもの居場所)

第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

(環境の保護)

第14条 市などは、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。

2 市などは、災害から子どもを守るために、日頃から防災や減災に努めるとともに、子どもが自分を守る力をつけることができるよう支援します。

第5章 子どもの相談・救済

(相談と救済)

第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

(子どもの権利擁護委員)

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支

援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

- 2 擁護委員の定数は、3人以内とします。
- 3 擁護委員は、子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。
- 4 擁護委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。
- 5 市は、擁護委員の職務を補佐するため、調査相談員を置きます。

（擁護委員の職務）

第17条 擁護委員の職務は、次のとおりとします。

- （1）子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。
- （2）子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。
- （3）前号の勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

（公表）

第18条 擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

- 2 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告するとともに、広く市民にも公表します。

（尊重と連携）

第19条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

- 2 保護者、育ち学ぶ施設関係者や市民は、擁護委員の活動に協力するよう努めます。
- 3 擁護委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携し、協働します。

（勧告などの尊重）

第20条 勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

第6章 子ども施策の推進と検証

（施策の推進）

第21条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利を尊重した施策を推進します。

2 市は、施策を推進するために必要な行政体制を整備します。

(推進計画)

第22条 市は、施策を推進するにあたり、子どもの状況を把握し、現状認識を共通にし、市などが連携し、協働できるよう子どもに関する資料をまとめ、検証するとともに、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するため、子どもの権利に関する推進計画（以下「推進計画」といいます。）をつくりま

2 市は、推進計画をつくる際には、子どもをはじめ市民や、第23条に定める松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の意見を聴きます。

3 市は、推進計画及びその進行状況について、広く市民に公表します。

(子どもにやさしいまちづくり委員会)

第23条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するとともに、この条例による施策の実施状況を検証するため、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会の委員は、15人以内とします。

3 委員は、人権、健康、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識のある者や市民のなかから市長が委嘱します。

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

(委員会の職務)

第24条 委員会は、市長の諮問を受けて、又は委員会の判断で、次のことについて調査や審議を行います。

(1) 推進計画に関すること。

(2) 子どもに関する施策の実施状況に関すること。

(3) その他子どもにやさしいまちづくりの推進に関すること。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第25条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他執行機関に報告し、提言します。

2 市長その他執行機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

第26条 この条例で定めることがら以外で必要なことがらは、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、別に市長が定めます。

(平成25年規則第28号で平成25年6月24日から施行)

(松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正します。

別表第2 予防接種健康被害調査委員会委員の項の次に次のように加えます。

子どもの権利擁護委員			10,000	
子どもにやさしいまちづくり委員会委員			7,100	5,000

○松本市子どもの権利に関する条例施行規則

平成25年6月23日

規則第29号

改正 平成27年3月31日規則第7号

平成31年3月18日規則第30号

平成31年4月17日規則第61号

令和2年3月26日規則第45号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、松本市子どもの権利に関する条例（平成25年条例第5号。以下「条例」といいます。）の施行について必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によります。

第3条 条例第2条第1項に規定するこれらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人とは、年齢が18歳又は19歳の人で、育ち学ぶ施設に通学し、通所し、又は入所しているものとします。

第2章 松本市子どもの権利擁護委員

(兼職などの禁止)

第4条 条例第16条第1項に規定する松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

2 擁護委員は、市と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができません。

3 擁護委員は、前2項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

(守秘義務など)

第5条 擁護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。

(1) 工作上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も、同様とします。

(2) 申立人などの人権について十分に気を配ること。

(3) 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

(相談及び救済の申立て)

第6条 何人も、擁護委員に対して、市内に住所を有し、在勤し、又は在学する子どもの権利の侵害について、文書や口頭により、相談したり、救済の申立てをすることができます。

2 相談や救済の申立ての受付は、擁護委員又は調査相談員が行います。

(救済の申立書など)

第7条 救済の申立て(以下「申立て」といいます。)は、文書による場合は次のことを記載した子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立書(様式第1号)を提出することにより、口頭による場合は次のことを述べることにより行うものとします。

- (1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号
- (2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、若しくは入所している施設又は勤務先の名称及び所在地
- (3) 申立ての趣旨
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日
- (5) 権利の侵害の内容
- (6) 他の機関への相談などの状況

2 擁護委員又は調査相談員は、口頭による申立てがあったときは、前項のことを聴き取り、子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める口頭申立記録書(様式第2号)に記録しなければなりません。

(調査)

第8条 擁護委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて審議や調査をすることができます。ただし、その申立てが次のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではありません。

- (1) 救済の申立ての内容がいつわりである場合
- (2) 擁護委員又は相談員の身分に関することである場合
- (3) その他審議や調査の実施が不相当と認める場合

2 擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合において、条例第17条第1項第2号の規定により調査するときは、その子ども又は保護者の同意を得て調査しなければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、擁護委員がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 擁護委員は、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、理由を付して、申立人に速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書(様式第3号)

により通知しなければなりません。

(調査の中止など)

第9条 擁護委員は、調査を開始した後においても、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を一時中止したり、打ち切ったりすることができます。

2 擁護委員は、調査を一時中止したり、打ち切ったりしたときは、理由を付して、申立人や前条第2項の同意を得た者（以下「申立人など」といいます。）に速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第4号）により通知しなければなりません。

(市の機関に対する調査など)

第10条 擁護委員は、市の機関に対して調査を開始するときは、あらかじめその機関に市の機関への通知書（様式第5号）により通知しなければなりません。

2 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関に資料の提出や説明を求めることができます。

3 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、子どもの権利の回復にむけての調整（以下「調整」といいます。）をすることができます。

4 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第6号）により通知しなければなりません。

(市の機関以外のものに対する調査など)

第11条 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに資料の提出や説明について協力を求めることができます。

2 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、調整について市の機関以外のものに対し、協力を求めることができます。

3 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第7号）により通知しなければなりません。

第3章 松本市子どもの権利相談室

(相談室の設置など)

第12条 子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、松本市子どもの権利相談室（以下「相談室」という。）を松本市大手3丁目8番13号に設置します。

(相談室の利用日、利用時間など)

第13条 相談室の利用日及び利用時間は、次の表のとおりとします。

利用日	利用時間
月曜日、火曜日、水曜日、木曜日及び土曜日	午後1時から午後6時まで
金曜日	午後1時から午後8時まで

2 相談室の休室日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までとします。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではありません。

（子どもの権利相談員）

第14条 相談室に条例第16条第5項に規定する調査相談員（以下「相談員」といいます。）を置きます。

2 相談員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とします。

3 相談員は、4人以内とし、市長が任用します。

4 相談員の任期は、1会計年度の範囲内とします。

5 前各号に定めるもののほか、第4条と第5条の規定は、相談員にも適用されます。

第4章 松本市子どもにやさしいまちづくり委員会

（会長及び副会長）

第15条 条例第23条第1項に規定する松本市子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）に会長と副会長各1人を置き、委員の互選により決めます。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を行います。

（会議）

第16条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決めます。

（庶務）

第17条 委員会の庶務は、こども部こども育成課において処理します。

第5章 雑則

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この規則は、平成25年6月24日から施行します。

附 則（平成27年3月31日規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行します。

附 則（平成31年3月18日規則第30号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月17日規則第61号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式とみなす。

附 則（令和2年3月26日規則第45号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式とみなす。様式第1号（第7条関係）

様式第1号(第7条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立書

年 月 日

(宛先)松本市子どもの権利擁護委員

(申立人)氏 名
年 齢 歳
住 所
電話番号
学校名等

松本市子どもの権利に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり子どもの権利の侵害にかかわる救済を申し立てます。

1	申立ての原因となる権利の侵害があった日	年 月 日
	申立ての原因となる権利の侵害があった場所	_____
2	救済を必要とする子どもと申立人との関係	
3	救済を必要とする子どもの氏名等	
	氏名	年齢 歳 学校名等 _____
	住所	電話番号 _____
4	他の機関への相談・申立ての有無 有 ・ 無	
5	添付資料の有無 有(枚) ・ 無	
6	申立ての趣旨	
7	申立ての理由となった権利の侵害の内容	
8	備考	

様式第2号(第7条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める口頭申立記録書

第 号
年 月 日

(受け付けた者の自署) _____

1 口頭により申立てた者の氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____
2 申立ての原因となる権利の侵害があった日 _____ 年 月 日 申立ての原因となる権利の侵害があった場所 _____
3 救済を必要とする子どもと申立人との関係
4 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____
5 他の機関への相談・申立ての有無 有 ・ 無
6 添付資料の有無 有(枚) ・ 無
7 申立ての趣旨
8 申立ての理由となった権利の侵害の内容
9 備考

様式第3号(第8条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第8条第3項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項 調査を実施しない旨の通知
調査をしない理由
備考

様式第4号(第9条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付で申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項 調査の一時中止又は打ち切りの通知
調査の一時中止又は打ち切りの理由
備考

様式第5号(第10条関係)

市の機関への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

松本市子どもの権利に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査を開始する旨の通知
通知内容	
備考	

様式第6号(第10条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付で申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第10条第4項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査や調整の結果に関する通知
調査や調整の結果の内容	
備考	

様式第7号(第11条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付で申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第11条第3項により、次のとおり通知します。

通知事項	調査や調整の結果に関する通知
調査や調整の結果の内容	
備考	

◆ 令和3年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿

職 名	氏 名	期 間	職業等
子どもの権利 擁護委員	北川 和彦	平成 25 年 7 月 17 日～	弁護士
	平林 優子	平成 27 年 7 月 17 日～	大学教授
	石曾根 正勇	平成 29 年 4 月 1 日～	教育関係者
室長 調査相談員	田中 有規子	令和 2 年 4 月 1 日～	市会計年度職員
調査相談員	濱田 まなみ	平成 28 年 4 月 1 日～	市会計年度職員
	内川 光子	令和元年 11 月 1 日～	市会計年度職員
	瀬畑 美香	令和 2 年 4 月 1 日～	市会計年度職員

◆ 事 務 局

松本市こども部こども育成課 こども政策担当
 〒390-8620 松本市丸の内 3 番 7 号 松本市役所東庁舎別棟1階
 電話:0263-34-3291

松本市子どもの権利擁護委員 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

令和3(2021)年度活動報告書

令和4年8月 発行

発行:松本市子どもの権利擁護委員

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

〒390-0874 松本市大手 3-8-13

松本市役所大手事務所 2階

電話:0263-36-2505

FAX:0263-34-3183

メール:kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

相談用電話:0120-200-195

